

第3期

湯梨浜町地域福祉計画



平成29年3月

湯梨浜町

# 目 次

第1章 地域福祉計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
第2章 地域福祉をめぐる社会的背景と状況	4
1 地域福祉を取り巻く社会動向	4
2 湯梨浜町の現況について	6
第3章 地域福祉に係る施策の現状と課題	9
I 施策の体系	10
II 施策の展開	12
1 福祉サービスの適切な利用の促進	12
2 福祉・生活関連の支援体制	24
3 地域における社会福祉を目的とする事業の促進	32
4 地域に関する活動への住民参加の促進	44
第4章 第2期地域福祉計画の取り組み状況	53
第5章 第3期地域福祉計画の基本的な考え方	56
1 計画の基本理念	56
2 計画の基本目標	58
3 計画の体系	59
第6章 計画推進のための施策	60
1 みんなで支え、共に生きる地域づくり	60
2 地域福祉を支える体制づくり	63
3 安全・安心・信頼の地域づくり	65
4 災害から命とくらしを守る地域づくり	67
5 げんき・いきいき・かがやきの地域づくり	69
第7章 計画の推進体制	73
1 推進体制	73
2 進行管理	73
第8章 用語解説	74

# 第1章 地域福祉計画の概要

---

## 1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化、核家族化の急速な進行やリーマンショックを契機とした景気急落などによる失業者の増などで社会経済構造が大きく変化してきています。またライフスタイルの多様化や価値観の変化などで、家族（血縁）や地域（地縁）、会社（社縁）のつながりは希薄化し、子育て世帯や高齢者世帯の孤立化に起因する孤独死、引きこもり、虐待やDVなどの新たな課題が顕在化してきています。

多様な福祉ニーズは諸制度の枠組みを超え、既存のサービス制度では対応しきれなくなっています。また、従来の福祉サービスは行政主導の一方的なものでしたが、現在は住民の契約による選択利用を原則とし、利用者の自立と自己実現を支援し、個人の尊厳を尊重するものへと大きく転換しています。新たな福祉課題の解決や福祉利用者の自立を促すためには、行政主導の施策中心型の福祉ではもはや対応できず、相互補完するために地域の相互扶助の力（「共助」）の強化が提起されています。

本町では平成23年度に第2期湯梨浜町地域福祉計画を策定し、住民、地域と行政が協働しながら地域福祉の推進に取り組んできました。

この間、東日本大震災及び熊本地震が発生し、行政による「公助」の限界が露呈し、改めて地域における「共助」の重要性が認識されました。また、介護を必要とする高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らせるように地域包括ケアを重点項目と位置付ける介護保険制度の見直しや障がいの有無に関わらずすべての人が共生する社会を実現するため、個々の支援に加えて地域社会での共生を始めとした基本原則が盛り込まれた障害者総合支援法が制定されました。さらに生活困窮者自立支援法が成立し、リストラや派遣切りなどの経済構造の変化や障がい、疾病など様々な要因で生活困窮に陥った住民の自立を促進するため、一人一人の実情にあった個別計画を作成し、生活全般にわたる包括的な支援を行うことが法定化されました。

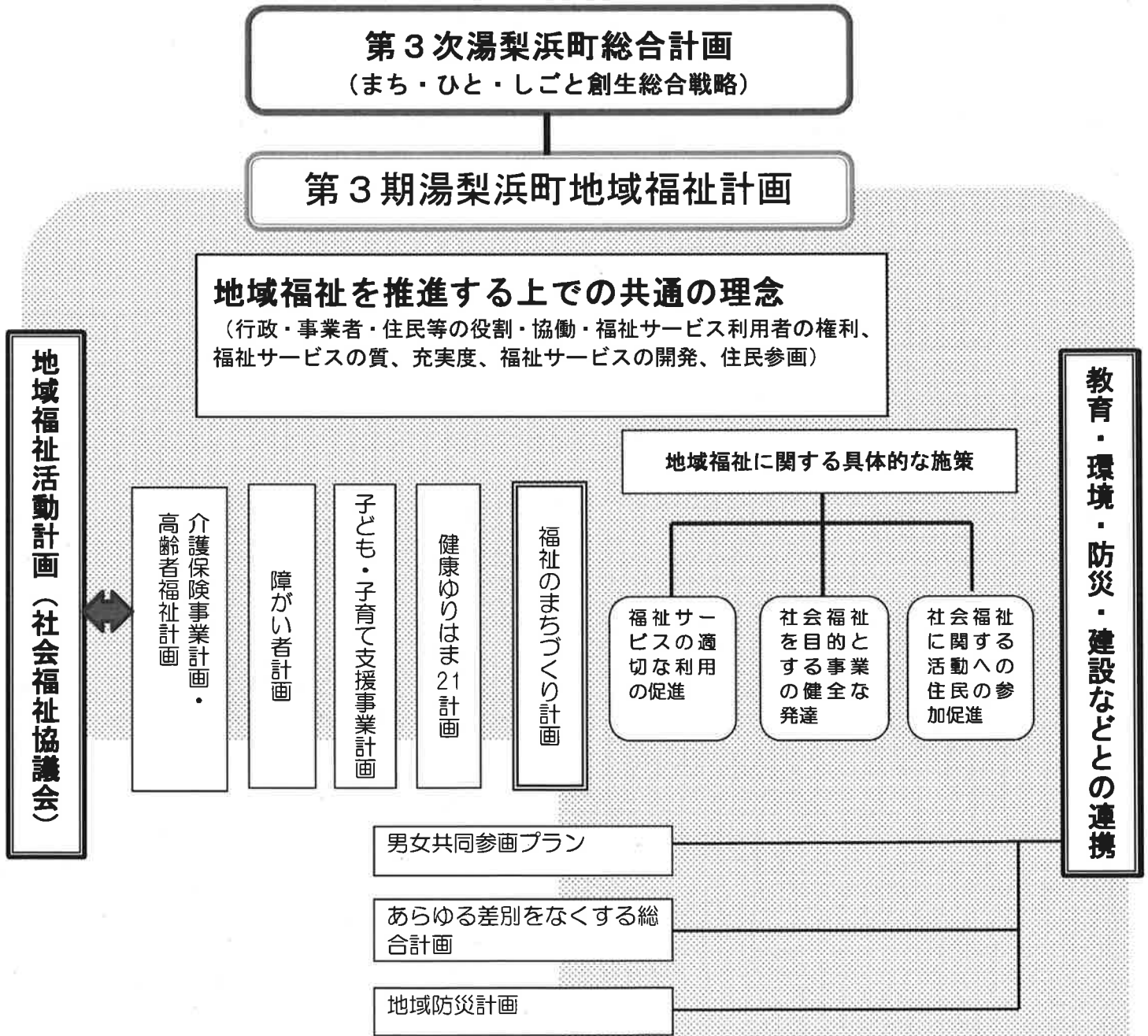
すべての人にとって安心して暮らしやすいまちづくりを推進するためには、生活基盤となる地域社会を再生し、NPO、福祉企業など多面的な機関が互いに連携し、協働していくことが不可欠です。複合的な要因を抱えたり、制度の狭間に落ち込んだ人を決して社会から孤立させたり排除することなく包み込み、その人らしく生活できるよう、当事者だけでなく、すべての住民が主体となって、相互扶助の精神を持ち、地域の一員として支え合い、つながる社会「支縁社会」を形成することが重要です。

このような社会情勢の変化を踏まえ、第2期計画の理念や取組みを継承しながら、地域福祉の新たな方向付けを行うため、第3期湯梨浜町地域福祉計画を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、第3次湯梨浜町総合計画におけるまちづくりの理念に基づき策定された、健康福祉分野の個別計画「子ども・子育て支援事業計画」、「第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」、「第2期障がい者計画」、「第2次健康ゆりはま21計画」「第2期福祉のまちづくり計画」との整合を図ります。

また、地域福祉の推進団体である社会福祉協議会が、地域住民や当事者団体の参画を図りながら策定する「第3次地域福祉活動計画」とも整合、連携を図ります。



### 3 計画期間

この計画の期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。ただし、地域福祉を取り巻く急激な変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 地域福祉をめぐる社会的な背景と状況

少子高齢化の進展や核家族化、単身者の増加などの社会構造や家族機能の変化は加速の一途をたどり、それらに対応して、高齢者、障がい者、児童等福祉関係分野で度重なる制度改革が行われています。また、住民が有する福祉ニーズも多様なものとなり、福祉に関する意識も大きく変わってきました。制度に対しても今までの分野別のいわば限られた人たちを対象としたものではなく、全国民を対象に住民一人ひとり人の生活の安定を図り、すべての人が個性や能力を発揮して活躍でき、その人らしく生きることができる社会の推進が求められています。

さらに、自治体や専門機関が法令等に基づき行う公的な支援（フォーマル・サービス）のみでは、生活困窮や貧困の連鎖、社会的孤立、虐待など複合的で複雑な要因が背景となった新たな生活課題や福祉課題に対応することができないことから、家族、地域住民、友人、ボランティアなどによる、制度に基づかない非公式な支援（インフォーマル・サービス）が担う範囲も拡大してきています。

### 1 地域福祉を取り巻く社会動向

#### (1) 生活困窮者・生活保護対策

【子どもの貧困対策について】

子どもの将来が家庭の貧困によって左右されることがないように、教育の機会均等、生活支援、保護者への就労支援等の子どもの貧困対策を総合的に行うことを目的として、「子どもの貧困対策に関する法律」が平成26年1月17日に施行されました。

この法律において、国は大綱を策定し、推進すべき子どもの貧困対策の指針として、教育や生活の支援など当面の重点施策を定めました。

【生活困窮者自立支援法】

生活に困窮する人に対し、生活保護に至る前の段階から支援を行い、早期に自立させることを目的として、平成27年4月1日に施行されました。

本町では法施行に伴い、平成27年4月から社会福祉協議会に事業を委託し、事業を開始しています。現在、専門の相談員が、生活困窮から早期に脱却して自立していくために支障となる問題の解決を図っていくための自立プランを作成し、相談者の主体性と多様性を重視して、寄り添いながら生活困窮を解消するための支援を行っています。

離職により住居を失った人には、一定期間、家賃相当額を支給し、生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行うなど、個人の状況に合わせながらきめ細やかな支援を行っています。

【生活保護法の改正】

生活保護受給者が増加し、不正受給が社会問題となる中で、必要な人には確実に保護を実施しつつ、生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労自立給付金の創設など就労による自立の促進や福祉事務所の調査権限の拡大による不正受給対策の強化、後

発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進など医療扶助の適正化などを内容として、生活保護法が改正され、平成 26 年 7 月 1 日に施行されました。

## （2）高齢者・介護保険対策

### 【介護保険法の改正】

地域包括ケアシステム（注 1）の構築と費用負担の公平化等を目的に、介護保険法が改正され、平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。主な改正点は以下のとおりです。

- ・「要支援 1、2」の人向けの通所・訪問介護サービスの市町村事業への移管。
- ・特別養護老人ホームへの入所基準を原則「要介護 3」以上に変更。
- ・一定所得以上の方の自己負担割合を 1 割から 2 割へ引き上げ。
- ・施設サービスを利用したときの多床室の基準負担額と負担限度額の変更。

## （3）障がい者対策

### 【障害者総合支援法】

地域社会における共生の実現に向けて、障害者自立支援法に代わって平成 25 年 4 月 1 日に施行されました。目的規定において、「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、障害者総合支援法の目的の実現のため、障がい福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うこととなりました。

主な改正点としては、障害者の定義に難病等を追加、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などです。

### 【障害者優先調達推進法】

障がい者の就労施設等の受注の機会を拡大するために必要な事項を定めた「障害者優先調達推進法」が平成 25 年 4 月に施行されました。

国や自治体は毎年度調達の基本方針を明らかにし、実績も公表することが義務付けられ、優先的かつ積極的に、物品や業務を発注することが求められています。

### 【障害者差別解消法】

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（略称「障害者差別解消法」）が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

この法律によって、障がい者に対する不当な差別の禁止や障がい者に対して合理的配慮の提供義務が国や地方公共団体に課せられました。

## （4）新たな地域福祉施策

### 【地域共生社会の実現とニッポン一億総活躍プラン】

平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、地域共生社会

の実現について示され、高齢者、障がい者、子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創る社会の実現のために、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく地域の活躍できる地域コミュニティの育成を図ることとされました。

平成 28 年 7 月には「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」が設置され、地域共生社会の実現を今後の福祉改革を貫く基本概念に位置付けて、検討を行うこととされました。具体的には「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取り組みの支援、高齢者や障がい者、子どもなど対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へ転換していくための総合相談支援体制の整備推進を行っていくことなどとしています。

## 2 湯梨浜町の現況について

### (1) 人口の推移と少子高齢化の進行

湯梨浜町の人口は、2005 年（平成 17 年）をピークに減少を続け、平成 27 年には 17,000 人を切りました。人口の減少は全国的にも進んでおり、深刻な問題となっています。

総人口に占める老年人口（65 歳以上）の割合は、増加の一途をたどっています。2005 年（平成 17 年）には 25.8%、2012 年（平成 22 年）には、27.0%、また 2015 年（平成 27 年）には 30.0%まで上昇しており、町民のおよそ 3 人に 1 人が 65 歳以上という極めて高齢化の進んだ社会となっています。

これに対し、年少人口（0 歳から 14 歳）の割合は年々減少しています。2005 年（平成 17 年）には 14.9%、2010 年（平成 22 年）には 14.3%、2015 年（平成 27 年）には 14.1%と、依然として少子化の進行には歯止めがかかっていません。まさに少子高齢化を体現しており、今後も引き続き安心して子どもを産み育てるための支援策や高齢者が地域や社会との関わりの中で生きがいを持ち、安心、安全に自立した生活が送れるような地域づくりに取り組む必要があります。

区分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年※	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	17,525	0.8%	17,029	△2.8%	16,550	△2.8%
0～14 歳	2,605	△7.3%	2,436	△6.5%	2,326	△4.5%
15～64 歳	10,393	1.1%	10,003	△3.8%	9,264	△7.4%
65 歳以上	4,527	5.5%	4,590	1.4%	4,957	8.0%
年少人口比率 (0～14 歳)	14.9%	-	14.3%	-	14.1%	-
老年人口比率 (65 歳以上)	25.8%	-	27.0%	-	30.0%	-



注:総数の中に年齢不詳が含まれているため、内訳の計と一致しない。人口比率は年齢不詳を除いて算出。

出典 国勢調査

平成27年については「平成27年国勢調査—人口等基本集計結果—」(平成28年10月26日 鳥取県地域振興部統計課)

## (2) 単身世帯、二人世帯の増加

施設入所者や病院入院者等以外の一般の世帯数は増加が続いています。

これに対して、1世帯あたりの人員は2005年(平成17年)は3.19人でしたが、2010年(平成22年)は3.07人、2015年(平成27年)には2.94人と、3人台を割っています。

標準的世帯が従来の「夫婦と子どもから成る世帯」から、「単身世帯」や「夫婦だけなどの二人世帯」などにシフトし、世帯の多様化と小世帯化が急速に進行しています。

区分	平成17年	平成22年	平成27年※
一般世帯数	5,365	5,404	5,463
1世帯あたり人員(人)	3.19	3.07	2.94

出典 国勢調査

平成27年については「平成27年国勢調査—人口等基本集計結果—」(平成28年10月26日 鳥取県地域振興部統計課)

## (3) 障がい者数の推移

本県の障がい者手帳(身体障がい、知的障がい、精神障がい)については、所持者数が増加傾向にあります。2015年度(平成27年度)末では障がい者手帳を所持している人の割合が7.2%であり、県民の約14人に1人は手帳を所持していることとなります。

本町においても、障がい者手帳を所持している人の割合が平成27年度末では7.2%であり、県と同じ水準となっています。

障がい種別で見ると、年度によって上下があるものの、精神障がいが増加傾向にあります。手帳は所持していなくても精神疾患で通院をしている人(自立支援医療)もおられ、潜在的にはかなりの数に上ると見られます。長引く不況などによる労働環境の悪化や生活不安などで発症する人も多く、今後もこの傾向は続いていくものと思われます。

種別	平成25年度	平成26年度	平成27年度
身体障がい	794名	868名	850名
知的障がい	231名	195名	188名
精神障がい	216名	242名	199名
合計	1,241名	1,305名	1,237名

人口	17,433名	17,364名	17,154名
人口に対する割合	7.1%	7.5%	7.2%

庁内資料：総合福祉課

### 第3章 地域福祉に係る施策の現状と課題

---

地域福祉を取り巻く状況は、少子高齢化はもちろん、社会構造や家族機能の変化など社会経済の成熟に伴い、人々の有する福祉課題やニーズは多様化しています。また、生活困窮や貧困の連鎖、社会的孤立、虐待など複合的で複雑な要因が背景となった新たな福祉課題も発生してきています。

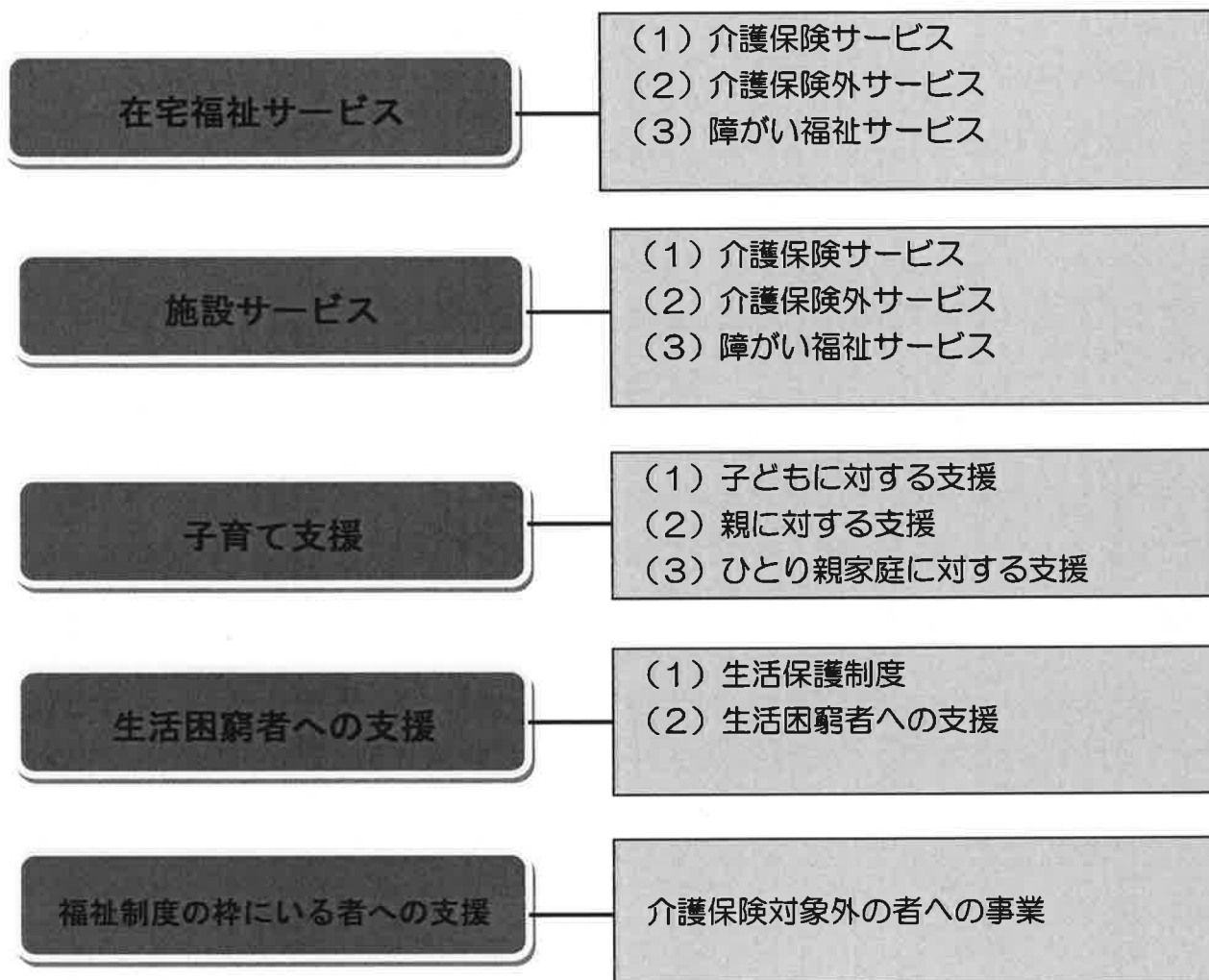
こうした福祉課題に対応して、それぞれの制度で度重なる制度改正が行われました。

本町では、制度改正や住民ニーズの多様化等に対応するため、総合計画を始め、各分野の個別計画によって施策ごとの現状と課題について検討しながら、今後の方向性を見込んで各種施策や事業を推進しています。

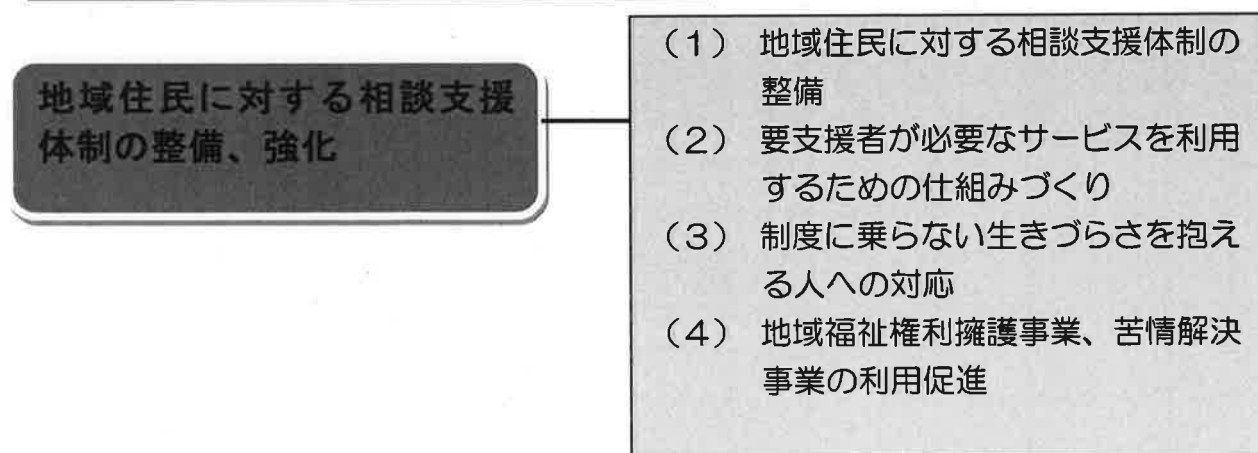
また法定事業の他に、地域住民、友人、ボランティアなどによる、法律・制度に則らない「インフォーマル・サービス」に基づいた施策や事業も拡がりを見せています。

# I 施策の体系

## 1 福祉サービスの適切な利用の促進



## 2 福祉・生活関連の支援体制



### 3 地域における社会福祉を目的とする事業の促進

民間の新規事業の開発支援や公民協働の推進

- (1) 公的サービスとの連携による公民協働の実現
- (2) 障害者優先調達法による障がい者の雇用促進と企業支援

福祉、保健、医療とまちづくりに関する他分野との連携

- (1) 福祉、保健、医療のサービスを総合化
- (2) 生活、まちづくりなど他分野との連携

### 4 地域に関する活動への住民参加の促進

地域に関する活動への住民参加の促進

- (1) 地域住民、ボランティア団体、NPO法人などの社会福祉活動への支援
- (2) 地域福祉を推進する人材の養成
- (3) 地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携
- (4) 生涯学習活動・公民館活動の充実
- (5) 様々なテーマ、機能ごとに集まるつながりづくり
- (6) 住民等による問題関心の共有化への動機づけと意識の向上、地域福祉推進への参加促進

## Ⅱ 施策の展開

### 1 福祉サービスの適切な利用の促進

#### 在宅福祉サービス

#### 【介護保険サービス】

1 訪問系サービス・通所系サービス		実施主体	社協、中部圏域社会福祉法人、医療法人等
訪問介護	ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助を行う。 【平成 27 年度実績 1,334 件】		
訪問入浴介助	介護職員が簡易浴槽を積んだ移動入浴車で居宅を訪問し、在宅での入浴介助を行う。【平成 27 年度実績 27 件】		
訪問看護	疾患などを抱えている人について、訪問看護ステーション、病院等から看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行う。【平成 27 年度実績 549 件】		
訪問リハビリテーション	理学療養士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、日常生活の自立を助けるための機能訓練を行う。 【平成 27 年度実績 110 件】		
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の指導等を行う。【平成 27 年度実績 99 件】		
デイサービス(通所介護)	通所介護施設等に通い、食事、入浴などの提供や、日常動作訓練等を日帰りで受けられる。【平成 27 年度実績 2,982 件】		
デイケア(通所リハビリテーション)	介護老人保健施設や医療機関などに通い、入浴などの日常生活上の支援や、理学療法士や作業療法士等による機能訓練を日帰りで受けられる。【平成 27 年度実績 2,187 件】		
ショートステイ(短期入所療養介護・短期入所生活介護)	介護老人福祉施設などに短期入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練などが受けられる。【平成 27 年度実績 549 件】		
課題と今後の方向性	高齢化の進展で要介護認定者の増加や介護期間の長期化が予測され、介護ニーズはますます増大するものと考えられる。また介護保険制度の改正により平成 28 年度から予防給付の訪問介護を町地域支援事業に移行して実施。高齢者の介護や生活支援を地域全体で支え合う仕組みづくりに早急に取り組む必要がある。(予防給付の訪問介護は、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスとして実施)		

2 地域における居住の確保		実施主体	長寿福祉課、社協、中部圏域社会福祉法人、医療法人等
住宅改修費支給	要介護認定を受けた高齢者が、住み慣れた自宅で自立した生活ができるよう、手すりの取り付けや段差解消など小規模な住宅改修を行ったとき、介護保険制度による費用支給を行う。支給限度基準額（20万円）の9割（18万円）を上限として支給。 【平成27年度実績 93件】		
小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系や宿泊サービスを組み合わせ、多機能なサービスが受けられる。 【平成27年度実績 515件】		
グループホーム	認知症高齢者が共同生活する住宅で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられる。【平成27年度実績 586件】		
福祉用具レンタル・購入	日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与や購入を支援する。 【平成27年度実績】 レンタル 3,106件、購入 54件		
課題と今後の方向性	高齢者が住み慣れた地域で安心して行くためには、介護や日常生活への支援が必要になっても安心できる住まいの確保が必要である。高齢者の身体状況に合わせた住宅改修を専門業者と連携して行い、在宅で自立した生活ができるよう支援していく。また福祉用具の利用は要介護認定者の増に伴い、今後増加が予想される。高齢者の身体状況に合わせた福祉用具の購入・貸与などにより安全で安心な住まいの確保を促進する。		

### 【介護保険外サービス】

3 高齢者向け住宅整備		実施主体	中部圏域社会福祉法人、医療法人等
高齢者居住環境整備事業	要介護または要支援認定を受けた人及びその家族が、日常生活の利便や安全を図るため、玄関、廊下、居室等の住宅の設備・構造の改修や玄関から道路までの歩行路の確保に必要な経費を支給対象額80万円を上限として、2/3の助成を行う。 【平成27年度実績】 なし		
サービス付き高齢者向け住宅	比較的介護度が低い者でも入居可能な医療や介護、生活サービスなどが併設された高齢者向け住宅。【町内2カ所】		
課題と今後の方向性	【高齢者居住環境整備事業】 昨今の福祉動向が在宅サービスを援用した生活支援の方向へ舵を切っている中、生活拠点を変えることなく、住み慣れた自宅で自立して、居住できる環境の整備が求められる。実績件数は少ないが、今後は申請者の増加が見込まれる。		

	<p>【サービス付き高齢者向け住宅】</p> <p>単身や夫婦のみの高齢世帯が増加し、高齢者のニーズが介護も含めて多様化する中、需要が高まっている。入居契約やサービス利用に際して入居者が不利益を被ることがないよう、適正な運用を図っていく必要がある。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 【障がい福祉サービス】

4 訪問系サービス・日中活動系サービス	実施主体	各事業所、総合福祉課
居宅介護、行動援護、同行援護【訪問系サービス】	在宅生活を希望する障がい者等に自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。【平成27年度 居宅介護 418件、同行援護41件、行動援護は実績なし】	
生活介護、就労移行支援、就労継続支援、短期入所【日中活動系サービス】	常に介護を必要とする人や就労を希望する人など、その人の状況に応じて、日中の介護や創作活動・生産活動の機会の提供、就労のための訓練等の活動を行う。【平成27年度 生活介護464件、就労移行支援 54件、就労継続支援 727件、短期入所 48件】	
課題と今後の方向性	<p>【訪問系サービス】</p> <p>在宅生活を希望する障がい者・難病患者で、居宅介護利用を希望する人は年々増加しており、特に精神障がい者は増加している。そのニーズに対応できるよう必要なヘルパーを確保するとともに、多様なニーズに対応できるようヘルパーの資質向上を図る必要がある。</p> <p>【日中活動系サービス】</p> <p>就労支援サービスの利用者で高齢になった人のサービス終了のタイミングをどうするのが課題。日中の居場所になっている場合もあり、生産・訓練活動の場として新しい利用者の受け皿や選択肢になれるよう、高齢利用者のスムーズな次のサービスへの移行を進めていく必要がある。</p>	

5 相談支援	実施主体	総合福祉課
計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援	長期間入院していた人が地域で生活するための必要な支援や障がいのある人のサービス利用のための計画作成を行う。【平成27年度実績】 283件	
課題と今後の方向性	障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細やかで継続的な支援のためのケアマネジメントを行うためには、幅広く専門的な知識を有する人材の確保が必要。また障がいの程度によって、サービスの調整や必要とされるサービスの提供事業者の確保も必要である。	



6 地域における居住の確保		実施主体	総合福祉課
障がい者向け住宅確保、グループホーム	一般住宅への入居を希望する人や一般住宅への入居が困難な人など、障がい者の状況に応じて一般住宅や共同生活を行う住居への入居の支援や入居後の日常生活上の援助を行う。 【平成27年度実績】 グループホーム 233件、住宅確保は実績なし		
補装具支給	身体障がいを補うための福祉用具（補装具）の支給を行う。 【平成27年度実績 29件】		
課題と今後の方向性	<p>【障がい者向け住宅確保】</p> <p>現在圏域にあるグループホームは、どこもほぼ空きがない状況であり、在宅の推進により障がい者向けのグループホームの整備が求められる。</p> <p>今後はアパートを借り上げるなどのサテライト型グループホーム（注2）の整備により、より一人暮らしに近い形での支援を受けながら、近い将来に一人暮らしができる障がい者を増やしていく必要がある。</p> <p>【補装具支給】日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ることなどを目的としている。在宅推進により、補装具のニーズは益々増えていくものと思われる。</p>		

## 施設サービス

### 【介護保険サービス】

7 施設サービス		実施主体	中部圏域社会福祉法人、医療法人
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	寝たきりや認知症により日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所し、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護や療養上の世話が受けられる。 【平成27年度実績 546件】		
介護老人保健施設	病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設。医療上のケアやリハビリ、介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援する。 【平成27年度実績 1,810件】		
介護療養型医療施設	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療施設。医療、看護、介護、リハビリテーションなどが受けられる。【平成27年度実績なし】		
課題と今後の方向性	在宅生活が困難な高齢者の生活の場となっている介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び在宅復帰支援の場である老人保健施設は、県下でも待機		

	者が多く広域的な課題となっている。単町での課題解決は困難なことから、県や周辺市町と連携して取り組む必要がある。
--	---------------------------------------------------------

### 【介護保険外サービス】

8 施設サービス	実施主体	中部圏域社会福祉法人、医療法人
介護利用型軽費老人ホーム	身体機能の低下などのため、独立した生活が困難で、かつ家族による援助を受けることが困難な60歳以上の高齢者が自立した生活が継続できるよう、低額な料金で入居することができる施設。要介護認定を受ければ、入居しながら居宅サービスが受けられる。【平成27年度 中部圏域 9カ所】	
養護老人ホーム	心身や環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な65歳以上の高齢者を養護老人ホームに措置し、安全で安心な生活の場の確保を図る。【町内 1カ所】	
課題と今後の方向性	<p>【介護利用型軽費老人ホーム】</p> <p>高齢化の進展で単身や夫婦のみの高齢世帯の増加が進み、介護が必要となったが、経済的要因等で独立した生活が困難な高齢者の増加も見込まれる。このような中、低所得の高齢者の受け皿として介護利用型軽費老人ホームの果たす役割は大きく、高齢者の実態に合った生活支援をコーディネートしていく必要がある。</p> <p>【養護老人ホーム】</p> <p>在宅生活が困難な高齢者の生活の場となっている介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び在宅復帰支援の場である老人保健施設は県下でも待機者が多く、広域的な課題となっている。単町での課題解決は困難なことから、県や周辺市町と連携して取り組む必要がある。</p>	

### 【障がい福祉サービス】

9 施設サービス	実施主体	総合福祉課（障がい者） 子育て支援課（障がい児）
障がい者入所・通所施設	施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行う。また、生活習慣の習得や日中の介護が必要な障がい者を通所措置することで、日中の介護や健康維持や生活習慣の習得を図る。 【平成27年度実績 347件】	

障がい児入所・通所施設	障がい児において、日常生活における基本動作の指導や自立自活に必要な知識技能を付与したり、集団生活への適応のための訓練を実施する。【平成27年度 20件 通所のみ】
課題と今後の方向性	障がい者（児）の年齢や能力に応じて、医療サービスと福祉サービスを一体として提供するもの、就労といった面に重きを置いたものなど細分化されている。障がい者（児）の自立の促進をするためにも不可欠のサービスとなっている。昨今の福祉の動向は対置する在宅福祉に重きを置く傾向にあるが、専門的なサービスを提供する機関として引き続き重要な役割を担っていくと思われる。

## 子育て支援

### 【子に対する支援】

10 障がい児保育の充実、発達障がい児支援	実施主体	子育て支援課
障がい児保育の充実	加配保育教諭等を配置し、個々の児童の特性に合ったきめ細やかな保育を実施する。 【平成27年度】町内7施設で加配保育士配置。	
発達障がい児支援	発達障がいの早期発見、対応を充実するため、職員の研修、専門機関による保育所のための教室開催。 【平成27年度】 専門機関への保育教諭等派遣1人、保育所等巡回相談延べ26人。発達支援教室12回、36人参加。	
課題と今後の方向性	発達障がい児は増加傾向であり、障がい児保育の一層の充実が求められている。保育の充実には十分な人員措置と高い専門性が必要であり、今後も専門的知識を持った専門家による指導やアドバイスを定期的に保育の現場で受けるなど、専門機関の協力が不可欠である。また、教育委員会（学校）、総合福祉課など他部署とも情報を密にし、乳幼児から学童期以降にかかる切れ間のない支援を行っていく必要がある。	

11 子どもの学習支援	実施主体	教育総務課
ゆりはま自主学習の広場	小学校低学年を対象とした放課後の学習支援事業。低学年での学習習慣の定着を目指し、学習意欲と学習理解の向上を図る。指導者は、地域の教員OBなど。年間40日（1日3時間）を予定している。開催場所は、羽合西コミュニティ、羽合小学校、泊小学校、東郷小学校である。【事業開始 平成28年度】	

課題と今後の方向性	毎週指導できる指導者の確保が課題である。また、開催場所によっては人数にばらつきがあり、定員を満たしていないところもある。再募集を検討し、希望する児童への支援ができる体制を整えたい。
-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------

## 【親に対する支援】

12 子育て支援	実施主体	子育て支援課
放課後児童クラブ	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生の児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。 【平成27年度実績 町内5カ所で開設】	
延長保育	仕事の都合により、通常の保育時間内での送迎が困難な場合、早朝、夕方に保育を行うもの。 【平成27年度実績 公立7施設、私立1施設で実施】	
病児・病後児保育	仕事等の理由で子どもの看病ができない場合や、病気の回復期でまだ登園することが難しい子どもを保護者に代わって世話をする制度。 【平成27年度実績 定住自立圏で取り組み。 病児保育利用 延83人、病後児保育利用 延38人】	
ショートステイ、トワイライトステイ	ショートステイとは、保護者の疾病や仕事等の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合などに児童を児童養護施設等で一時的に預かる制度。トワイライトステイとは、保護者が仕事等で夜間や休日に不在になり、児童を養護することが困難な場合に児童を児童養護施設等で一時的に預かる制度。 【平成27年度実績】 なし	
ファミリーサポートセンター	地域において育児の援助を受けたい人と、育児の援助を行いたい人が会員となって助け合う会員組織。会員同士で、地域において育児に関する相互援助活動を行っており、役場（アドバイザー）が育児の援助を受けたい会員から申込に応じて、育児の援助を行ってくれる会員を紹介する。 【平成27年度実績 提供会員71人、依頼会員113人、両方会員24人】	
パパとママの教室	妊婦及びその夫、乳幼児の保護者を対象に親になるための知識や相互理解をするための教室。 【平成27年度実績】 6回開催。延139人参加。	
離乳食講習会	離乳食についての講話と実習。 【平成27年度実績】	

	3～5か月児対象講習会 6回開催。参加率 41.3% 7～9か月児対象講習会 4回開催。参加率 31.3%
子育て相談事業（ゆりはますこやかライン）	子育てに対する不安などへの対応のため24時間体制で電話相談にしている。【平成27年度実績】 9件
課題と今後の方向性	子育てと仕事の両立支援のため様々な施策を実施しているが、子どもの健全な育成という面にも配慮が必要である。親育ての側面も担っており、教室内容等参加者のニーズを把握し参加しやすい内容を検討していき、安心して子育てできる相談窓口の体制整備を一層進めていきたい。

## 【ひとり親家庭に対する支援】

13 ひとり親家庭に対する支援	実施主体	総合福祉課
日常生活支援事業	母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父が技能習得のための通学や疾病などで一時的に日常生活に支障が出ているときに、家庭生活支援員が派遣し、必要な家事や子育ての支援を行う。 【平成27年度実績】 なし	
高等職業訓練促進給付金事業	就業に結びつきやすい対象資格を取得するため、2年以上養成機関等で修業する母子家庭の母、または父子家庭の父に資格取得に係る経費を支給し生活費の負担軽減のため、給付金を支給。【平成27年度実績】 1件	
自立支援教育訓練給付金事業	就職やキャリアアップのために、母子家庭の母、父子家庭の父が指定された教育訓練講座を指定し修了した場合、受講に要した費用の一部を助成する。本町では、平成28年度から事業開始。 【平成27年度実績】 なし	
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭・父子家庭や寡婦に対してその経済的自立や子どもの福祉を図るため、就学や就労に必要な資金を無利子または低利で貸付を行う。【平成27年度実績】 相談件数 8件	
課題と今後の方向性	ひとり親対策は子どもの貧困問題と結びついており、国全体で対象となる親、子ども双方の支援、経済支援、就労支援、学習支援など総合的な取り組みが必要である。町としては支援が必要な家庭へ必要な情報を届ける仕組みづくりや行政、こども園、地域等の子どもや青少年に関わる関係者の相互理解とネットワーク化を図るなど、国では担えないインフォーマルな部分での事業展開を行っていく必要がある。	

## 生活困窮者への支援

### 【生活保護制度】

14 生活保護制度	実施主体	総合福祉課
生活保護制度	<p>資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保証し、自立を促進する制度。</p> <p>【平成27年度末時点】被保護世帯 78世帯、被保護者 86人</p>	
課題と今後の方向性	<p>生活保護については、「最後の砦」として生活保障のための経済的給付が第一義であるが、社会的自立を促進するため、ハローワークなどの関係機関と連携し、就労対策を講じている。しかし、就労できた場合でも、短期的な就労が主であり、経済的自立が実現できないケースも多い。生活保護から脱却できる程度の就労に必要な技術習得をさせることも必要である。</p>	

### 【生活困窮者への支援】

15 生活困窮者自立支援事業	実施主体	総合福祉課 (社協に事業委託)
自立相談支援事業	<p>平成27年4月から生活困窮者の相談を、総合的に受付し、ワンストップで困窮者に就労支援、生活保護等、必要な支援やサービスが提供できるよう関係機関につなげる。</p> <p>【平成27年度実績】 相談受付 59人 プラン作成支援 8人 支援調整会議 8回</p>	
住宅確保給付事業	<p>リストラ等で家賃が支払えず、住居を失う恐れがある人に対して、家賃を給付する。安定した住居を確保することによってハローワークで求職活動を行い、早期に就職することにより生活保護に至らないようにする。</p> <p>【平成27年度実績】 住宅確保給付金 3名</p>	
就労支援事業	<p>「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に対して、一定の期間プログラムに沿って、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行う。現在、ハローワークや中部就労支援相談員と連携し、早期就労を支援している。</p> <p>【平成27年度実績】 困窮相談者 4人</p>	

課題と今後の方向性	生活困窮者には、自分では生活再建が困難である人や引きこもりなど社会的に孤立して、コミュニケーション能力に不安がある人も多い。伴走型のきめ細やかな支援をすることで社会参加への不安を軽減し、自立を促進している。長期間就労経験がなく、人間関係が上手くいかず転職を繰り返すケースも多い。就労のためのスキルの向上だけでなく、社会に適應する訓練も必要。
-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 福祉制度の枠外にいる者への支援

### 【介護保険対象外の者への支援】

16 介護予防事業	実施主体	長寿福祉課（地域包括支援センター）、社協
筋力向上トレーニング事業	理学療法士の指導のもと、運動機能の低下がある人に、高齢者用のマシンを使って体力をつけていく。東湖園（社協）、ル・サンテリオン東郷で実施。【平成 27 年度実績】 262 人	
二次予防事業対象者把握事業	高齢者を対象に生活機能基本チェック調査を行い、生活機能低下が見受けられる人を早期に発見し、介護予防事業の参加につなげる。調査用紙を保健推進委員に配布、回収していただくことで、回収率は高く、地域の中でも介護予防事業対象者の把握がしやすくなっている。【平成 27 年度実績】 4,084 人	
ミニデイサービス	運動、栄養、口腔機能低下などがあるため、うつ傾向や閉じこもりとなっている人を対象に、他者との交流を図り、閉じこもりや物忘れ予防、日常生活訓練を行う。東湖園で実施。 平成 28 年度より「日常生活関連動作訓練事業」から「ミニデイサービス」事業へ名称変更した。 【平成 27 年度実績】 71 人（日常生活関連動作訓練事業）	
介護予防普及啓発事業	家庭や地域で介護予防に対する意識を高めるため、町報やケーブルテレビを活用した啓発を行うとともに、介護予防講演会の開催等普及啓発活動を行う。 【平成 27 年度実績】 介護予防講演会 5 回 182 人参加	
元気力アップ教室	運動機能が低下してきた人に、運動指導員等の指導のもと、体操等の介護予防運動を行う。（龍鳳閣で実施） 【平成 27 年度実績】 なし	
いこいの日	元気な高齢者が集まり、互いに話をし、レクリエーションや趣味活動に参加することで、閉じこもりを防止し、仲間づくり、	

	<p>生きがいつくり、健康づくりを促進する。 社協の独自事業。東湖園で実施。</p> <p>【平成 27 年度実績】</p> <p>羽合地域 実施回数 50 回（毎週月曜日に実施） 登録者 26 名、利用実績 933 名</p> <p>東郷・泊地域 実施回数 50 回（毎週木曜日に実施） 登録者 東郷 26 名、泊 22 名 利用実績 965 名</p>
課題と今後の方向性	<p>要介護状態にならないように加齢による身体機能の低下を防止するだけでなく、高齢者の生きがいに寄与し、高齢者を取り巻く地域で支援体制を構築している。各事業の利用者の固定化と減少が課題となっており、色々な媒体を使って周知を図ったり、意識啓発を継続していき、新規利用者の発掘に努めていく。</p>

17 包括的支援事業	実施主体	長寿福祉課（地域包括支援センター）
ケアプラン作成	<p>要介護状態になることを予防し、自立に向けて生活機能が向上できるようにケアマネジメントを行い、適切なサービスにつなげる。</p> <p>【平成 27 年度実績】 介護予防給付ケアプラン作成 299 件</p>	
権利擁護事業	<p>成年後見制度を必要としている人に制度の適用、申立支援等を行う。また、高齢者虐待の早期発見や防止対応に当たる。</p> <p>【平成 27 年度実績】 なし</p>	
総合相談事業	<p>一般的な心配ごと相談から専門相談まで、生活全般に係る相談に対応するための窓口を開設する。社協へ事業委託。</p> <p>【平成 27 年度実績】 法律相談：10 回（28 件） 土地・財産：4 回（13 件）、一般：13 回（8 件）</p>	
課題と今後の方向性	<p>【ケアプラン作成】 地域包括支援センター職員の相談対応件数の増加及び介護予防事業強化による業務量の増加により、介護予防給付プラン作成業務を圧迫している。委託事業所への協力を増やし、介護保険制度の基本理念である「自立支援の徹底」の観点からケアマネ支援、ケアプランチェックの強化を図っていく。</p> <p>【権利擁護事業】 成年後見制度、権利擁護の推進は、認知症等により判断能力が不十分な高齢者に対する重要な支援策である。 現時点で実績はないが、制度の周知・啓発を図り、適切な制度運用につなげる必要がある。</p>	



	<p>【総合相談事業】</p> <p>一般相談の利用が少なくなっているが、定期開催することが町民の安心感につながっており、今後も毎月開催していく。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------

18 任意事業	実施主体	長寿福祉課（地域包括支援センター）、社協
家族介護教室	高齢者を介護している家族を対象に交流会・施設見学等を開催し、一時的な介護負担の軽減を図り、心身のリフレッシュと同時に介護に関する知識と技術の情報を交換する。 【平成 27 年度実績】 介護技術スキルアップ講座 3 回 21 人	
家族介護者交流事業	認知症家族の会主催で、毎月認知症家族のつどいを開催。介護者同士がお互いに情報交換し、専門のアドバイザーから助言や指導を受けることで介護負担の軽減とリフレッシュにつなげ、介護放棄や高齢者虐待等の防止を図る。 【平成 27 年度実績】 認知症家族のつどい 12 回 61 人	
認知症高齢者見守り事業	認知症の人や家族に対する理解を深める研修を行い、地域や職場などで見守りできる体制づくりを行う。 【平成 27 年度実績】 認知症サポーター養成講座 17 回 458 人参加	
食の自立支援事業	自宅での炊事が困難な人に、対面で栄養の摂れた食事を提供するとともに安否確認を行う。社協が実施。 【平成 27 年度実績】 登録者 52 人 7,577 食	
温泉トレーニング助成事業	要介護状態とならないため、足腰に負担のかかりにくい温水プールを利用した体力づくりを支援する。3 か月で 12 枚の助成券を交付。（龍鳳閣・みやがわ温泉保養所で実施） 【平成 27 年度実績】 34 人	
高齢者の健康づくり対策の推進	生活習慣改善のための水分・栄養・運動・排便の普及、集団体操の普及を図り健康の維持や増進に努める。 【平成 27 年度実績】 地域の介護予防・健康づくりリーダー 20 人養成	
課題と今後の方向性	当事者だけでなく、当事者を取り巻く環境の整備を推進。地域などの包括的なつながり、同じ悩みを共有する家族会などのネットワークの強化を図り、当事者と家族が孤立することなく、生活できるような地域づくりを目指している。また食の自立支援事業や「ゆりりん体操」の普及など健康をモチーフに交流の場を設けて、介護がまだ必要でない高齢者の生きがいづくりを図っている。今後も継続して事業を行っていく。	

## 2 福祉・生活関連の支援体制

### 地域住民に対する相談支援体制の整備、強化

#### 【地域住民に対する相談支援体制の整備】

19 福祉相談窓口の設置		実施主体	町
福祉事務所	生活保護法、身体障害者福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を専門的に行う機関。総合福祉課、長寿福祉課の二課体制。		
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉、保健、医療サービスを始め、様々なサービスを必要に応じて、総合的、継続的に提供し、地域における包括的な支援を実現する役割を果たす総合機関。長寿福祉課内に設置。		
母子・父子自立相談員	母子、寡婦、父子の相談に応じ、その自立に向けた指導、助言を行い、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行う。 総合福祉課に1名配置。(兼務)		
課題と今後の方向性	福祉に関する業務は相談支援が主であり、社会福祉主事などの有資格者など専門的知識を有する職員の人員確保が急務となっている。また相談内容が多様化、複雑化しており、件数も増加傾向にあるため、現在の人員では対応が困難になっており、一定数のマンパワーが必要である。		

20 生活困窮者に対する相談窓口		実施主体	福祉事務所（総合福祉課）が社協に事業委託
くらしサポートセンター ゆりはま	平成27年4月開始。生活困窮者の相談を総合的に受け付けて、ワンストップで困窮者に就労支援、生活保護等、必要な支援やサービスが提供できるよう関係機関につなげる。		
課題と今後の方向性	制度が就労支援に重点が置かれ、経済的給付がほとんどなく、困窮に対しての実効性が欠如している点が課題である。生活困窮者の社会的、経済的な自立を支援するためには、福祉事務所（行政）、ハローワークなどの関係機関がより一体的に連携することが求められる。今後は、必須事業以外の事業の実施検討や民生児童委員やボランティアなどのインフォーマルな支援の充実やネットワークの強化などに取り組む必要がある。		

21 ふれあい総合相談所	実施主体	福祉事務所（長寿福祉課）が社協に事業委託
専門相談（法律、土地財産、年金等）、一般相談（心配ごと、行政、人権等）	日常生活の困りごとや心配ごとの相談に応じ、適切な助言や専門機関への紹介を行うことにより、町民の福祉の増進を図る。介護保険包括的支援事業の総合相談事業に位置付けられている。	
課題と今後の方向性	一般相談の場合、民生児童委員や人権擁護委員等が相談員になるが、近所に住んでいたり、顔見知りということもあり、かえって相談しづらい状況がある。ただし高齢者等が気軽に相談ができる場の提供として、今後も事業を継続していく必要がある。	

### 【要支援者が必要なサービスを利用するための仕組みづくり】

22 保健福祉事業に係るマンパワー	実施主体	町
保健福祉事業に係るマンパワー	保健福祉事業に係る保健師等の専門職については、総合福祉課、長寿福祉課、健康推進課、子育て支援課の4課に配置されているが相互連携の上、事業を推進することができた。 【平成27年度 人員状況】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉士 1人</li> <li>・ケアマネージャー 6人</li> <li>・保健師 7人</li> <li>・管理栄養士 1人</li> <li>・ケースワーカー 2人</li> <li>・査察指導員 1人</li> <li>・母子・父子自立相談員 1人</li> </ul>	
課題と今後の方向性	福祉課題は多様化、複雑化しており、また地方分権による権限移譲のため、基礎自治体の福祉行政の担うべき役割は拡大している。単に福祉だけではなく、密接な関連性がある医療、介護などの専門職員を一定数配置し、包括的な相談支援体制を構築する必要がある。	

23 福祉従事者の人材育成、資質向上	実施主体	県社協、県福祉担当課他
現任研修、各種要請研修への参加	各種研修に積極的に参加し、知識習得、資質向上に努めた。	
人事交流	平成28年度は町から社協へ1名派遣。県、社協から町へ各1名ずつ派遣。	
課題と今後の方向性	人事交流は組織を活性化し、プロパー（生え抜き）職員の育成を促進する上で有益である。また福祉従事者としての資質向上のためには、各種研修に積極的に参加、職員自身もアンテナを高くし、最新の情報を常に得ることが重要。	

24 ケアマネジメント体制の整備	実施主体	長寿福祉課、社協、総合福祉課
地域包括支援センター	地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関。長寿福祉課内に設置。	
障害者地域活動支援センター	社協に設置。障がいのある人が可能な限り地域においてその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう入浴、食事、レクリエーション等必要な支援を実施。通称「みんなの家」。 【平成27年度実績】登録者 12名 実施日数 244日	
障がい相談支援専門員のネットワーク構築	身体障がい者、知的障がい者相談員合同で研修会を随時実施し、専門知識、相談技術の習得と相談員同士の連携の強化を図る。担当は総合福祉課。 【平成27年度実績】 相談員研修実施回数 2回 (相談員数 身体障がい3名、知的障がい3名)	
課題と今後の方向性	<p>【地域包括支援センター】 高齢者の在宅生活をサポートするために業務が拡大。要介護者だけでなく、現在要介護ではないが、将来介護が必要になる高齢者を対象にした介護予防事業や成年後見人制度など認知症などで判断能力が乏しくなっている高齢者の権利を擁護する業務など、多岐にわたっている。高齢者福祉を包括的に支援する拠点として重要性は今後も高まっていくことから、人員体制の整備が必要。</p> <p>【障害者地域活動支援センター】 最近の福祉の動向としては在宅福祉にシフトしており、障がい者が地域で自立するためには、生産活動や創作活動を促進し、社会との交流の便宜を供与する機関として、一層の機能の充実強化を図る必要がある。</p> <p>【障がい相談支援専門員のネットワーク構築】 相談を受けるためには専門的かつ幅広い知識が必要であるため、支援専門員同士、また異なる障がいの支援専門員の交流は有益である。相談を受ける上で困ったことなど互いに情報交換を行ったりすることで、同じ支援者として連携を深めていく効果があるため、今後も継続していく。</p>	

25 サービスに関する情報提供	実施主体	町、社協
広報媒体を利用した情報発信	制度周知のために、広報紙、ホームページなどの広報媒体を利用して情報発信。また民生児童委員定例会など地域福祉の担い手が集まる場所を捉えて、制度説明を行っている。	

住民福祉座談会	社協が住民の福祉意識の向上を目的に自治会単位で座談会を実施。住民からの意見、要望を社協事業に反映させている。 【平成27年度】8行政区において実施。参加者 172名
課題と今後の方向性	【広報媒体を利用した情報発信】 広報紙、ホームページなどの広報媒体を利用するのはもちろんであるが、サービスを本当に必要とする人に確実に情報を伝えるための手法を検討する必要がある。 【住民福祉座談会】 地域に開かれた社会福祉協議会を目指す上で、事業の説明を行ったり、住民の生の意見を聞くことができる貴重な機会であり、今後も実施していきたい。課題としては合併以降後未実施の自治会があり、全自治会での開催を目標とし積極的に声かけを行う。

### 【制度に乗らない生きづらさを抱える人への対応】

26 障がい者手帳が取れない軽度の発達障がい、引きこもり、不登校、ニート（注3）、サービス拒否者などへの対応	実施主体	総合福祉課（民生児童委員）、社協、県社協
見守り隊（民生児童委員、愛の輪協力員、福祉推進員など）による情報提供、情報交換	民生児童委員協議会では福祉マップを作成、一人暮らし高齢者などの他、地域の中での気になる人の情報提供をしてもらい、無理のない範囲で見守りをお願いし、何か変わったことがあれば連絡してもらうよう依頼している。提供された情報は社協とも共有。また行政区に愛の輪協力員、福祉推進員を設置。地域で支え合い、気軽に相談をすることができるような体制づくりを推進している。	
えんくるり事業（生計困難者に対する相談支援事業）	県社協を中心に県内の社会福祉法人が合同で収入が不安定な非正規労働者、ネットカフェ難民（注4）や経済的な困難を抱えるひとり親世帯など、既存の制度では十分に対応できない生活困窮者の相談支援事業を行う。参加法人や各市町村社協が相談員を配置し、民生児童委員等と連携し相談支援や生活必需品の現物給付や法人が所有する施設の空き部屋を一時避難所として提供するなど、今後の生活の見通しがつくまでのつなぎの支援を行う。 平成29年1月発足。	
課題と今後の方向性	制度に乗らない人々への対応は、行政の関与度も必然的に低く、民生児童委員や愛の輪協力員などの見守り活動などのインフォーマルサービスの必要性が高い。地域の支え合い、住民同士の助け合いができるような体制づくりが	

<p>より一層求められる。</p> <p>また一方で「ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）」（注5）手法の活用など、民間の資金やノウハウを活用して地域の社会的課題への対応を行うなど、従来の枠を超えた新しい手法により、多様な社会的課題の解決と財源確保に向けた取り組みも検討されている。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

27 当事者会への参加による精神的居場所作り	実施主体	総合福祉課他
精神障がい者当事者会 「たんぼぼの会」	就労系事業所や病院デイケアに行けない精神障がい者等が集まる場所として、月に1回、総合福祉課主催でデイケアを実施。精神の病気で治療していた人、あるいは治療中の人仲間づくりをしたり、精神的に安らぐことができる場の提供をしている。平成29年度より「SMILE（すみれ）の会」と改称予定。	【平成27年度】会員数 13名、月1回 交流会実施
精神障がい者家族会 「ひまわりの会」	子どもや兄弟・配偶者等、家庭内に心の病気で療養している人がいる家族が悩みを抱え込んだりせず、悩み等を共有し、交流を深めることを目的とした会。（担当 総合福祉課）	【平成27年度】会員数 11名、年3回 家族会実施
湯梨浜町家族のつどい （認知症）	認知症家族の会主催。介護者同士がお互いに情報交換し、専門のアドバイザーから助言や指導を受けることで介護負担の軽減とリフレッシュにつなげ、介護放棄や高齢者虐待等の防止を図る。【平成27年度実績】12回、参加者61人	
課題と今後の方向性	<p>【精神障がい者当事者会「たんぼぼの会」、精神障がい者家族会「ひまわりの会」】</p> <p>家族会から、サービスが手厚い平日ではなく、土日に集まる場所を作ってほしいという要望があるため、今後は、土曜日等に当事者会を試験的に実施するなど、当事者の希望する居場所づくりができるよう取り組んでいく。</p> <p>【湯梨浜町家族のつどい】</p> <p>参加人数が減少しており、参加者も固定化しつつある。ケアマネージャーと連携して事業周知を行い、参加者の増加、活動の充実を図れるよう取り組んで行く必要がある。</p>	

28 地域での支援体制構築	実施主体	社協
保健福祉会	自治会において住民同士が助け合い、支え合う体制づくりを形成する。	【平成27年度】 設置自治会 70行政区

課題と今後の方向性	助成金の財源確保と自治会における活動の活性化が課題である。自治会により活動への取り組みには温度差があり、活動が停滞している自治会へは自発的な活動がしやすい環境づくりなどの後押しが必要である。
-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

29 児童虐待、DVへの対応	実施主体	子育て支援課（児童虐待） 総合福祉課（DV）
要対協実務者会、ケース検討会等の開催 研修会開催 関係機関（県（心と女性の相談室、児童相談所）など）への情報提供	<p>児童虐待については、要保護要支援児童への対応を協議する要保護児童対策地域協議会を組織。関係機関と連携を取り、ケース管理を行いながら必要に応じて個別支援会議を開催しているなどして、対応に当たっている。</p> <p>DVについては、事案が発生すると県などの関係機関と連携を取り、情報共有をしながら対応している。困難事案がほとんどであり、事案解決能力向上のため県主催の研修会に積極的に参加し、専門知識の習得を行っている。</p> <p>【平成27年度実績】 要保護児童対策地域協議会 代表者会1回、実務者会議11回、個別支援会議14回開催。 児童虐待研修 町内全保育施設職員を対象に1回開催。</p>	
課題と今後の方向性	家庭環境の複雑化などで児童虐待、DVのケースが増加し、対応が難しくなっている。関係機関との連携を一層強化し、各機関の役割分担を明確にし、情報共有しながら迅速に対応する。	

30 高齢者、障がい者虐待への対応	実施主体	長寿福祉課、総合福祉課
関係者による定例会の開催、在宅家族の心のケア推進	<p>高齢者の権利擁護にかかる相談対応や成年後見制度の適切な活用、高齢者虐待の早期発見のための地域ネットワークの構築や消費者被害防止のための取り組みを行う。</p> <p>【平成27年度実績】 虐待防止ネットワーク会 2回開催 38人参加 研修会 1回開催 22人参加</p>	
課題と今後の方向性	高齢者虐待の早期発見のため、地域の協力や福祉関係者との連携が重要である。関係機関とのネットワークをつくり、早期発見や未然防止の取り組みを継続実施していく。	

31 ホームレス対策	実施主体	総合福祉課
ホームレス対策	町内の公園や公共施設等に、ホームレスが生活をしていることが確認された場合は、警察等と協力して確保し、必要な支援が	

	行える施設へ移送を行い、生活保護等の支援を行う。 【平成 27 年度実績】なし
課題と今後の方向性	今まで本町では例がないが、全国的に派遣切り、雇止めなど失業者は増加しており、ホームレスが発生する可能性はある。警察など関係機関と協力の上、支援を行っていく。

32 孤独死対策	実施主体	総合福祉課、社協
見守り隊(民生児童委員、愛の輪協力員、福祉推進員など)による見守り活動	特に単身高齢者など孤独死の危険性が高い人に対して、民生児童委員や愛の輪協力員などに見守りを依頼。また緊急時連絡先などを記したカードを作成し、民生児童委員や愛の輪協力員などを介して極力記入いただくよう依頼。	
課題と今後の方向性	社会情勢の変化で単身者が増、また団塊の世代などの人口の最も多い年代層が高齢になるにつれて、一人暮らし高齢者の率も必然的に増加となる。特にアパートなども多く、人口の流入が激しい地域においては地域のつながりも希薄であり、地区住民も把握していないこともある。 単なる見守り活動だけでなく、人と人がつながる場の創設も同時に検討していかなければならない。	

### 【地域福祉権利擁護事業、苦情解決事業の利用促進】

33 成年後見人制度の周知	実施主体	長寿福祉課 中部成年後見支援センター
成年後見人制度の周知	成年後見制度を必要としている人が、制度利用につながるよう、町報や町民向け研修会で成年後見制度の周知を図る。 【平成 27 年度実績】 ・町報 12 月号に記事掲載 ・研修会 12 月 8 日開催「知って安心 成年後見制度のなかみと利用のしかた」 22 名参加	
課題と今後の方向性	認知症等により判断能力が不十分で財産管理や日常生活に支障がある高齢者に対する重要な支援策であるが、制度利用が普及していない。適切な制度利用につなげるため、制度の普及啓発に継続的に取り組む必要がある。	

34 消費者被害の予防PR	実施主体	産業振興課、中部消費生活センター
消費者被害の予防PR	増加する特殊詐欺や悪質商法による被害の防止のため、月に 2 回出張相談会を開設。その他、民生児童委員協議会や高齢者大学での研修や地域に出向き、出前講座を実施し、住民の注意喚	



	起を行っている。なお鳥取県警と鳥取県民生児童委員協議会が高齢者の特殊詐欺の撲滅のため、連携協定を締結している。 【平成 27 年度実績】月に 2 回出張相談会開催
課題と今後の方向性	官公庁を装った還付金詐欺など、手口は悪質・巧妙化している。また鳥取県中部地震関連の悪質商法も想定されることから、一層の注意喚起が必要である。

35 苦情解決事業		実施主体	社協 福祉事業所
苦情解決事業	福祉サービスの利用者がより快適なサービスを受けられるようにするため、利用者からの苦情を適切に解決する制度である。当事者間での解決が困難な場合は第三者委員会に苦情の付託を行う。 【平成 27 年度実績】（社協） 苦情解決第三者委員会 2 回開催 苦情 25 件、事故 40 件、緊急対応 11 件、 意見箱投書 25 件		
課題と今後の方向性	本事業は社会福祉法に規定されており、利用者の立場や意見を擁護するため、すべての社会福祉事業者が苦情解決の仕組みに取り組むこととなっている。今後も苦情を密室化せず、迅速かつ適切な対応をしていく。		

### 3 地域における社会福祉を目的とする事業の促進

#### 民間の新規事業の開発支援や公民協働の推進

#### 【公的サービスとの連携による公民協働の実現】

36 有償運送	実施主体	各事業所（担当 総合福祉課）
有償運送	<p>身体障がい者や要介護者など、一人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、「ドアからドアまで」の個別輸送サービスを提供する。</p> <p>【平成 27 年度実績】 なし</p>	
課題と今後の方向性	<p>通院や外出支援などのニーズは非常に高いが、単価が低く、有償運送単体では事業を継続することは不可能で、実施する事業者は非常に少ない。有償運送をする事業者がなくなる可能性もあり、その場合の代替サービスを検討していく必要がある。</p>	

#### 【障害者優先調達法による障がい者の雇用促進と企業支援】

37 障害者優先調達法	実施主体	総合福祉課他
障害者優先調達法	<p>障がい者の経済的自立、障がい者就労施設の受注機会の増大のため、町が調達方針を策定し、優先的に障がい者就労施設等からの物品やサービスの調達が図られるように努めている。</p> <p>【平成 27 年度実績】 7,962,638 円</p>	
課題と今後の方向性	<p>調達実績の向上には需要と供給のマッチングが重要である。需要側（町）としては、例えば公契約において、競争参加資格を定めるに当たって障がい者の法定雇用率を満たす事業所に配慮するなど、需要拡大を講ずる手立てを検討する必要がある。供給側としては、障がい者就労施設の提供能力や提供できる物品・役務の種類などを調整し連携する仕組みづくりや物品・役務の質の向上に努める必要がある。</p>	

## 福祉、保健、医療とまちづくりに関する他分野との連携

### 【福祉、保健、医療のサービスを総合化】

38 総合相談体制の確立	実施主体	長寿福祉課（地域包括支援センター）
地域包括支援センターの相談機能の充実	高齢者の相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス機関や制度の利用につなげるなどの支援を行う。 【平成27年度実績】新規：986件 継続対応：4,686件	
課題と今後の方向性	本人や家族の状況を十分に把握しながら、適切なサービス関連機関や制度紹介、地域の資源を活用した自立に向けたサービスにつなげるのが重要。今後も相談技術のスキルアップを図って、適切なサービスにつなげるよう努めていく。	

39 地域リハビリテーションの推進	実施主体	長寿福祉課（地域包括支援センター）
筋力向上トレーニング事業	16に記載	
ミニデイサービス	16に記載	
課題と今後の方向性	16に記載	

40 各種健診の受診率向上	実施主体	健康推進課
各種健診・がん検診事業の推進	各種健診やがん検診事業について、集団健診や医療機関にて健診を実施。41歳など特定年齢者は無料健診（健診種目による）とし、啓発や周知による受診勧奨を実施している。 受診率向上のために、広報、防災行政無線、広報車等による一般周知や未受診者に受診勧奨案内をしている。また、保健推進委員による声掛けや地区健康教育等により受診勧奨に努めている。 【平成27年度実績】 集団8セット健診 16回（年） 集団ゲイス検診 4回（年） 医療機関健診（中部医療機関57か所） ・各種がん検診受診率 胃がん検診 受診率28.5% 大腸がん検診 受診率36.8% 肺がん検診 受診率41.3% 乳がん検診 受診率20.0%	

	子宮がん検診 受診率 29.6%
課題と今後の方向性	受診率は少しずつ増加してきているが、国の目標には達していない状況にある。受診者の固定化がみられる傾向にあり、若い世代から定期受診の必要性について啓発していくことが重要である。41歳など節目の年齢に対して無料化するなど受診しやすい体制の継続や、種々の機会を利用して検診の重要性についての普及啓発を継続していくことが必要。

4.1 健康予防活動の充実	実施主体	健康推進課
ノルディックウォークの推進	毎月1回、町内のウォーキングコースにおいて公認指導員による教室を開催。また、希望する地域や団体に対しても随時開催している。 【平成27年度実績】ノルディックウォーキング教室 16回 延べ1,048人参加	
健康相談	月に1回、心と体の健康相談日を開催。その他健診時等に随時健康相談を実施している。 【平成27年度実績】66回開催 延676人	
健康教育	地区での健康教室と町全体での病態教室を開催している。 【平成27年度実績】106回開催 2,214人	
課題と今後の方向性	参加者の固定化や減少が課題である。あらゆる機会や媒体を通して周知を行い、参加者の確保に努める。	

4.2 メンタルヘルス対策	実施主体	健康推進課
自死予防対策	こころと体の健康づくり講演会を開催。広報誌やチラシ等を用いて、相談窓口の周知やうつ病予防の啓発活動を実施している。 【平成27年度実績】講演会1回 参加者55人	
課題と今後の方向性	近年、精神疾患などで長期的に通院したり、精神障害者保健福祉手帳を取得する人が増加している。自死予防のための講演会の実施や「眠れてますか？」睡眠キャンペーンなどで意識啓発し、町民のメンタルヘルスに努めていく。	

4.3 子育て世代包括支援センターの設置	実施主体	子育て支援課
子育て世代包括支援センター（ネウボラ（注6））	地域のつながりの希薄化、孤立化の解消を図り妊娠、出産、子育てに関する問題の早期発見、早期支援、併せて虐待の防止を図るため、妊娠期から子育て期にわたるきめ細やかな支援がで	

	きる体制整備を行う。平成29年度より事業開始。
課題と今後の方向性	平成29年4月の事業開始に向けて、相談支援のための相談室や母子保健コーディネーターの配置などの準備を行っている。妊娠期から就学前までの各段階に合わせ、母と子に対して個々のニーズに合わせた支援を行い、切れ目のない支援を充実させ、子どもの健全育成や子育ての不安軽減を図る。発育、発達に気がかりがある乳幼児や不適切な養育状態にあるなどリスクがある家庭については、子育て応援プランを作成し、よりきめ細やかな支援を行う。

## 【生活、まちづくりなど他分野との連携】

### 福祉のまちづくりの推進

44 「福祉のまちづくり計画」策定	実施主体	総合福祉課
「福祉のまちづくり計画」策定	町内の物理的なバリアフリーの整備及び心理的・社会的環境整備を推進し、安心した生活ができ、より一層社会参加ができる社会の実現に向けた計画を策定する。 平成28年度策定。	
課題と今後の方向性	福祉施策の方向性が障がいを持った人を対象にしたバリアフリー（障壁を取り除く）から年齢や障がい、国籍などに関わらずすべての人が使いやすいユニバーサルデザイン（注7）の考え方へ転換しており、この概念を計画の核として策定。また近年、東日本大震災や熊本地震が発生、そして平成28年10月21日には鳥取県中部地震が発生した。要介護高齢者などの災害時における要配慮者（注8）の視点を踏まえた防災対策についても計画に位置付け、誰もが安全で安心して暮らすことができる町の具現化を目指している。	

45 町内施設のバリアフリー化の促進	実施主体	総合福祉課、県
バリアフリー環境整備促進事業（店舗等）	民間の建築主が町内の特定建物のバリアフリー化を促進し、利便性、安全性の向上を図る建築物の改修事業に対して補助する。国県の補助基準に準じて補助を行う。（担当 総合福祉課） 【平成27年度実績】補助件数 1件、補助金 1,944千円	
小地域拠点集会所等バリアフリー事業	高齢者や障がい者が安心して、町内の地域交流ができる拠点づくりの一環として、集会施設のバリアフリー化を行う行政区に対して100万円を上限として2/3の補助を行う。 （担当 総合福祉課） 【平成27年度実績】補助件数3件、補助金 1,340千円	

「ハートフル駐車場」推進	<p>身体に障がいのある人や妊産婦などで一時的に歩行が困難な人が施設に近い駐車場に優先的に駐車できるよう、県と施設管理者が協定を締結。</p> <p>【平成 27 年度末】 町内 31 施設が協定を締結。</p>
課題と今後の方向性	<p>【バリアフリー環境整備促進事業、小地域拠点集会所等バリアフリー事業】 現在、民間の特定建築物のバリアフリーに要する費用の一部を国、県、町で補助している。補助金の周知をしていくとともに、バリアフリー化を推進していく。また、集会所のバリアフリー化は地域の拠点づくり、活性化にもつながることから、引き続き行政区に事業周知を行っていく。</p> <p>【ハートフル駐車場】 現在、協定を締結している施設のほとんどが行政機関である。今後は民間事業者も協定を締結するよう推進していく必要がある。</p>

46 道路のバリアフリー整備		実施主体	建設水道課、国、県
道路のバリアフリー整備	<p>安心・安全に利用することができる道路施設を提供する。</p> <p>国道については国（国土交通省）、県道については県（県土整備局）、町道については建設水道課が管理を行っている。</p> <p>【平成 27 年度実績】 ※ 町道のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宮内地区トイレ施設建築本体工事</li> <li>・ 宮内地区トイレ施設衛生設備工事</li> <li>・ 町道門田長江中央線道路改良工事</li> <li>・ 町道門田長江中央線道路改良工事（2工区）</li> <li>・ 町道荒浜線ほか道路舗装補修工事</li> </ul>		
課題と今後の方向性	<p>バリアフリーに限定することなく、あらゆる人を対象としたユニバーサルデザインによる施設整備が望まれているため、設計段階において検討していくことが必要である。</p>		

47 こころのバリアフリー化		実施主体	総合福祉課、長寿福祉課
あいサポート運動	<p>町民の人権研修等の機会をとらえ、障がい者理解を深めるためのあいサポーター研修を実施する。（担当 総合福祉課）</p> <p>【平成 27 年度実績】 1 件</p>		
認知症サポーター養成講座	<p>18 に記載。（担当 長寿福祉課）</p>		
課題と今後の方向性	<p>今後も地域や職場において、あいサポーター研修や認知症サポーター養成講座を開催し、障がい者、認知症患者の理解者や支援者を増やしていく。若年層の理解が進むよう学校等にも開催依頼を行っていく。</p>		

## 災害対策の推進

48 災害時における一人暮らし高齢者等の支援体制の確立、整備	実施主体	総務課、総合福祉課、社協
災害時要援護者避難支援計画の作成	災害発生時における支援を地域の中で受けられるようにするための支援制度を整備することを目的とする。 平成 25 年度策定済。(担当 総務課)	
民生児童委員による福祉マップ作成、見守り活動	担当地区の一人暮らし高齢者や要介護者、障がい有者など気になる人を把握、地域の支援体制確立の一助とするため、対象者を拾い出し、地図におとしこんだ。 気になる人に対しての日常の見守り・声掛け活動のほか、町全体としては 5 月には福祉マップ更新に合わせての一人暮らし高齢者への訪問活動や、夏季には熱中症予防のため一人暮らし高齢者を中心とした声掛け活動を実施するなどの取り組みを行っている。(担当 総合福祉課) 【平成 27 年度実績】福祉マップ作成、5月に実施 見守り活動は通年実施	
愛の輪協力員、福祉推進員による見守り活動	社協が主体となって、地区に愛の輪協力員、福祉推進員を設置。地域で支え合い、気軽に相談をすることができるような体制づくりを推進している。	
課題と今後の方向性	町が地域防災計画の中に避難行動要支援者（注9）対策を規定。避難行動要支援者の支援者となっている方も高齢者が多く、支援者が迅速な支援を実施できるか課題である。一方インフォーマルな対応として民生児童委員や愛の輪協力員、福祉推進員など地域で支援者づくりを行い、重層的な支援体制を確立している。平成 28 年 10 月 21 日に発生した鳥取県中部地震でこれらが機能していたかどうか検証していきながら、今後の支援体制の在り方について検討していく。	

49 災害ボランティアの育成	実施主体	総合福祉課
赤十字奉仕団	町内に羽合、泊、東郷の3つの奉仕団が結成され、災害時の救護だけでなく、配食サービスの協力や高齢者の声掛けなど地域福祉の向上に多大に貢献している。 【平成 27 年度】羽合赤十字奉仕団 31 名、泊赤十字奉仕団 37 名、東郷赤十字奉仕団 35 名	
課題と今後の方向性	団員は 60 代から 80 代がほとんどで若年層がない。また新規加入者もあまりおらず、団員数が減少している奉仕団もある。若年層の加入促進が必要である。	

50 避難所のバリアフリー化	実施主体	総合福祉課、社協
小地域拠点集会所バリアフリー事業	45に記載	
「わが町支え愛活動」の推進、普及	<p>地域住民が主体となり、支え愛マップの作成を通して、障がい者や高齢者などの要配慮者の災害時の避難支援の仕組みや平常時の見守り体制を構築することにより、すべての人にとって安心・安全な地域づくりを推進する事業。具体的には、集落が支え愛マップの作成、要配慮者の特性に応じた個別避難訓練や研修会を実施して、町社協に申請。</p> <p>町が町社協に対し1集落につき、上限5万円として補助金を交付し、町が補助した同額を県が町社協に交付する。</p> <p>なお平成29年度より「地域における災害時の要支援者対策事業」と改称して、事業実施される予定である。</p> <p>【平成27年度実績】 4集落</p>	
課題と今後の方向性	<p>【わが町支え愛活動】平成27年度末までに26集落が事業実施。地域マップを作成し、避難訓練の実施や避難用の車いす、リアカーの購入など災害時の避難支援の仕組みづくりはできた。しかし、実施集落は全体の3分の1程度にとどまっている。問題点としては申請方式であったこともあり、集落の意思次第で着手・未着手の有無が決まってくることが挙げられる。しかし、平成28年10月21日発生の鳥取県中部地震を契機に自主防災の必要性の機運は高まっており、全地区への事業拡大を推進したい。</p>	

## 交通弱者、買い物弱者対策

51 のりあいバス	実施主体	社協
のりあいバス	<p>移送手段を確保することが困難な人に対して、マイクロバスを運行することにより、生活の利便性を図り、在宅の生活を支援する。</p> <p>【平成27年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録者 63名</li> <li>・1回平均利用人数 東郷地域 約8名 泊・羽合地域 約10名</li> <li>・実施回数 泊・羽合地域 月 2回 第1・3金曜日 東郷地域 月 3回 第2・4金曜日、第3月曜日</li> </ul>	



課題と今後の方向性	<p>東郷・泊地域などにおけるスーパーや商店の閉店などで、車などの移送手段を持たない高齢者や障がい者などの交通弱者、買い物弱者の人には有効な事業。生活の利便性を図るだけでなく、他の利用者と乗り合わせることで、利用者同士のコミュニケーションも図ることができ、生活のリフレッシュや生きがいづくりにもつながる効果もある。現状は少数ではあるが定期的な利用者があり、今後はいかに利用者数を増やすかが課題である。</p> <p>利用者数の増加のために、広報紙などを活用し引き続き事業のPRに努めたり、利便性を一層高めるために、利用者を対象としたニーズ調査を実施し、運行回数や運行経路について検討していきたい。</p>
-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 高齢者、障がい者等の雇用促進

52 シルバー人材センターの充実	実施主体	町シルバー人材センター (長寿福祉課)
シルバー人材センター	<p>シルバー人材センターは、高齢者にふさわしい仕事を発注者（家庭・企業・公共団体等）から引き受け、「仕事を通じて地域に貢献したい」という健康で働く意欲のある方（会員）に提供する県知事許可の公益法人。町はシルバー人材センターの運営費助成を行い、高齢者福祉の増進及び活力ある地域づくりを推進する。</p> <p>【平成27年度実績】会員 126人 補助金 4,000千円</p>	
課題と今後の方向性	<p>団塊の世代が定年を迎え、今後は就業を希望する高齢者が増加すると予測される。就業機会を確保するとともに、就業することで健康の維持及び介護予防が促進されることからシルバー人材センターの果たす役割は重要であり、継続して運営費を助成する必要がある。</p>	

53 障がい者雇用率の向上	実施主体	国（厚生労働省） 倉吉公共職業安定所 障害者就業・生活支援センター くらよし
障がい者雇用率の向上	<p>事業者に対しては障害者雇用促進法において、雇用する労働者の2.0%に相当する障がい者を雇用することが義務化されている。また障がい者本人に対しては職業訓練や職業紹介、職場適応援助者等の職業リハビリテーションを実施し、それぞれの障がい特性に応じたきめ細やかな支援を行っている。</p>	
課題と今後の方向性	<p>障がい者雇用率の向上は、「対事業者」や「対障がい者」といった双方向の支援が必要であり、今後も国が主導で取り組むことが合理的である。市町村が担える部分としては既存のハローワーク等の機能を補完する役割、具体的に</p>	

	は地域の中小企業との連携や需給マッチングなどが挙げられるが、専門人材の育成や人件費などの確保が必要となってくる。
--	----------------------------------------------------------

54 障がい者就労支援	実施主体	総合福祉課
障がい者就労支援	<p>障がい者が地域において自立できるよう、段階に応じて就労サービスを提供し、事業所内における作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援を実施する。生産活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練やその他の必要な支援を行う。</p> <p>【平成 27 年度実績】</p> <p>就労移行支援                    5 人    (54 件)</p> <p>就労継続支援 (A 型) (注 10)    10 人    (98 件)</p> <p>就労継続支援 (B 型) (注 10)    55 人    (629 件)</p>	
課題と今後の方向性	<p>精神障がい者の増加に伴い、就労支援系サービス事業所、特に就労継続支援 A 型の拡充が課題となる。また障がい者がその特性に応じて能力を十分に発揮し、自立できるよう工賃向上や一般就労への意向をさらに促進させるための方策の検討も必要となってくる。</p> <p>就労した障がい者が早期に離職することのないよう、労働施策と提携して、就労定着支援を強化すべきである。ただし単町では課題の解決は不可能であり、国が制度の見直し、支援の在り方を検討すべき。</p>	

55 生活困窮者自立支援事業	実施主体	総合福祉課 (社協に事業委託)
生活困窮者自立支援事業	15 に記載	
課題と今後の方向性	15 に記載	

## 福祉教育の推進

56 職場体験学習等の実施	実施主体	社協、教育総務課
福祉体験学習・ボランティアスクール	<p>社協が町内の中学生、湯梨浜高校を対象として、こども園や介護保険施設などで数日間の体験実習を行う夏休み福祉体験学習と、小学生を対象の夏休みボランティアスクールを開催している。</p> <p>【平成27年度実績】</p> <p>○夏休み福祉体験学習 7月20日～8月21日</p> <p>参加者及び内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生（北溟中、東郷中、湯梨浜中）68名 内訳 保育体験 47名 高齢者ふれあい体験 11名 食事サービス 10名</li> <li>・高校生（湯梨浜高校）4名 内訳 保育体験 2名 高齢者ふれあい体験 1名 食事サービス 1名</li> </ul> <p>○夏休みボランティアスクール 8月10日、17日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生（羽合小、東郷小）12名 手話教室、いこいの日の高齢者と会食、レクリエーション企画実施</li> </ul>	
高齢者・障がい者疑似体験学習	<p>社協主催の事業。疑似体験装具により高齢者の運動機能の低下具合を体験したり、車いすに乗車して、使い方や介助の仕方を学ぶ。</p> <p>職員の他に体験学習を補助してもらうサポーターにも関わってもらっている。</p> <p>【平成27年度実績】</p> <p>高齢者疑似体験装具及び車いすによる体験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊小学校 4年生を対象に開催（6/29） 参加者 23名、派遣職員 3名</li> <li>・羽合小学校 4年生を対象に開催（7/1、2、6） 参加者 91名、派遣職員 6名、サポーター9名</li> </ul>	
わくわく北溟、ふれあい東郷	<p>教育総務課主催の事業。中学2年生が家庭や学校を離れ、地域の職場等で社会を支える仕事に従事する体験を行い、将来責任ある社会人になる自覚を高めるとともに、社会を支える様々な仕事への尊さを実感する。</p>	
課題と今後の方向性	<p>児童や生徒の福祉に対する関心が低い。福祉に対する理解を深めるためにも、職場体験学習、福祉体験事業を継続して実施する。</p>	

57 障がい児教育（保育）の充実		実施主体	子育て支援課、教育総務課、総合福祉課
早期（就学前）に障がいを発見し、苦手な面を補い、得意な面を伸ばせるような保育・教育の実現	10に記載（担当 子育て支援課）		
教職員の資質向上のための研修会等の実施	発達障がい、特別支援教育に対する正しい理解を進め、児童・生徒の生活の質の向上及び学ぶ意欲の向上を図る実践を行う。		
障がい児教育の充実のための研究事業の実施	（担当 教育総務課） 【平成27年度実績】 発達障がい理解推進拠点事業 263,982円 授業研究会（北溟中）、先進校視察（愛知県） 教職員研修会を実施		
保護者を対象としたあいさぽーター研修の実施	保護者の人権研修等の機会をとらえ、障がい者理解を深めるために、あいさぽーター研修を実施する。47に記載。		
課題と今後の方向性	障がい児教育、保育の充実のためには教職員や保育教諭等が一定の知識や技能を有していることが求められる。専門性を高めるため、研修の受講など基礎的な知識、技能の向上を図る必要がある。 また人事異動もあることから必要に応じて外部機関を活用し、組織としての専門性を確保していく。 保護者に対しても、障がいについて正しい理解を深めるため、研修を実施していく。一過性でなく、継続した取り組みを行い、知識を定着させる必要がある。		

## 「生涯活躍のまち」の推進

58 CCRC（注11）		実施主体	みらい創造室、長寿福祉課
CCRC	地方創生事業。都会から移住した高齢者が培った経験や技術を生かし、あらゆる分野で地域に活力をもたらしたり、必要な医療や介護を受けながら生涯学習や社会参加をする地域共同体の確立を行う。アクティブシニア（注12）から晩年のシニアまで、充実した生活と安心して暮らせる「湯梨浜町版生涯活躍のまち」をつくる。		
課題と今後の方向性	人口減少対策と空き家活用として、町の魅力を積極的に発信しながら、移住希望者へ自らのライフスタイルや希望に応じた生活・健康・就労・介護などにおける支援体制を整備し、定住促進を図る。 拠点エリアの整備などの基本計画及び福祉・介護・医療・生活支援などのサ		

	ービスが切れ間なく提供される地域包括ケア計画を策定し、計画に沿って進めていく。
--	-----------------------------------------

59 小さな拠点事業の推進	実施主体	みらい創造室
小さな拠点事業	地方創生事業。地域住民が主体となって、自治体や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、商店、診療所などの各種生活支援機能を集約・確保したり、地域の資源を活用し、仕事・収入を確保する取り組み。人口減少や高齢化が進む地域の再生を目指す。	
課題と今後の方向性	現時点では、泊地域小さな拠点検討協議会が組織されている。 【泊地域】泊地域に住む方が今後も泊地域で暮らし続けていくために、生活・福祉サービスや地域活動など様々な機能をつなぐ拠点を作り、地域社会の活性化を検討している。	

## 4 地域に関する活動への住民参加の促進

### 地域に関する活動への住民参加の促進

#### 【地域住民、ボランティア団体、NPO法人などの社会福祉活動への支援】

60 ボランティアセンターの機能強化	実施主体	社協
有償ボランティア「助さん」	<p>平成 26 年度から実施。住民参加型福祉サービス（住民相互の助け合いによる有償サービス）。高齢者等の日常生活に困っている人（依頼会員）を地域の住民（協力会員）が有償でサービスを行うもの。草取りやゴミ出し、掃除など介護保険など公的サービスでは賄えない生活課題についてカバーすることができる。高齢者だけでなく障がい者（児）、子育て世代、妊産婦、病気やけがをした人など幅広い層が利用できる。</p> <p>【平成 27 年度実績】</p> <p>登録者数：依頼会員 40 名、協力会員 27 名</p> <p>活動件数：28 件</p> <p>○主な活動内容</p> <p>草取り、掃除、障子の張り替え、病院内の付添い、衣類の整理、ゴミ出し、粗大ごみの搬出、クリーニング利用、買い物代行等。</p>	
災害ボランティアセンター	<p>災害発生時に開設。被災地の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体の受け入れ調整やマッチング活動を行っている。平成 28 年 10 月 21 日に発生した鳥取県中部地震においても開設された。</p> <p>【実績】（鳥取県中部地震）</p> <p>開設期間：平成 28 年 10 月 22 日～平成 28 年 11 月 5 日</p> <p>依頼件数：205 件</p> <p>○主な依頼内容 屋根のブルーシート張り等</p>	
課題と今後の方向性	<p>住民同士が助け合う社会を実現するための一つのシステムを構築することができた。有償ボランティア「助さん」においては、職員による事前訪問により、依頼会員の隠れた生活課題を発掘することができ、支援の幅が広がるなど一定の成果が上がっている。</p> <p>課題としては依頼会員や協力会員は増加しているが、利用が横ばい状態であり、またサービスの需要と供給のマッチングが困難な場合がある。PR活動を引き続き行い周知を広めていく。</p>	

61 ボランティア活動の推進・充実、 需給調整	実施主体	社協
ボランティア活動の推進・充実、需給調整	<p>ボランティアの需給の調整を図るとともに広報紙「ふくし湯梨浜」に掲載し、ボランティア活動の周知を行っている。</p> <p>【平成27年度実績】</p> <p>○派遣状況 年間派遣者数：延 1,487名</p> <p>○派遣先及び主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事サービス事業：715名（年間143回）</li> <li>・泊通所介護事業所：220名（外出付添い、納涼祭等行事運営、演芸等）</li> <li>・東郷通所介護事業所：248名（昼食配膳、納涼祭等行事運営、演芸等）</li> <li>・しじみの郷：168名（話し相手、マッサージ、納涼祭等行事運営、演芸等）</li> <li>・母来寮：36名（喫茶補助・年間12回）</li> <li>・泊地域一人暮らし高齢者の集い：40名（年2回）</li> </ul>	
ボランティア連絡協議会の開催	<p>団体・会員同士の横の連携の強化、交流を深めるため、各種研修会や交流会を実施している。</p> <p>【平成27年度実績】</p> <p>○研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食中毒予防研修会 6月5日 62名</li> <li>・役員研修会 2月27日 11名</li> </ul> <p>○社会福祉大会への参加 80名</p> <p>○役員交流会 10月23日 62名</p>	
ボランティアに関する知識・技術の習得、人材の確保	<p>ボランティアに関する知識、技術の習得のために研修会を実施。また広報紙「ふくし湯梨浜」でボランティアに関する広報、周知活動を行っている。</p> <p>【平成27年度】</p> <p>○研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食中毒予防研修会 6月5日 62名</li> </ul>	
課題と今後の方向性	<p>課題としてはボランティアが高齢化している点で、70代、80代の方が多く、若手のボランティアが入らない。若手の人材の発掘を行う必要がある。</p>	

62 NPO法人への組織立ち上げの 助成、事業委託	実施主体	企画課
NPO育成支援活動事業	<p>NPO法人の立ち上げを検討する団体に対して、（公財）とっとり県民活動活性化センター等と連携を取りながら、設立支援を行うとともに、事業内容に応じて活用可能な補助制度等の情報</p>	

	提供を行っていく。 【平成 27 年度実績】 なし
課題と今後の方向性	団体を法人化することにより、活動の幅は広がり、組織として安定するが、運営する上で事務の煩雑化などの問題も生じる。NPO 法人設立を検討する団体に対する情報提供・助言を行いながら、活動内容に応じて適切な支援を行っていく。

### 【地域福祉を推進する人材の養成】

63 地域福祉を推進する組織の強化	実施主体	総合福祉課、社協
民生児童委員	地域福祉の担い手として、住民の個々の相談に応じ、その生活課題の解決にあたるとともに、住民がそれぞれのニーズに応じた福祉サービスを得られるよう、関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割を果たしている。 具体的には低所得者、高齢者世帯、ひとり親世帯の実態把握・援助活動や児童の健全育成活動への参加、要保護児童に対する関係機関への引継ぎなどを行っている。(担当 総合福祉課) 【人数】 民生委員児童委員 46名、主任児童委員 3名	
愛の輪協力員	在宅の一人暮らし、二人暮らしの高齢者世帯への声掛けや安否確認を行い、高齢者が地域で安心して暮らせるよう支援していく役割を担う。基本的には一人の協力員が一人の対象者を見守り、高齢者を細かく見守ることができる最も身近な支援者となっている。(担当 社協) 【人数】 250名	
福祉推進員	近隣に住む、主に高齢者などに声かけを行ったり、民生児童委員、愛の輪協力員などと連携を密にし、社協と協力し、地域の福祉問題を発見し解決に結びつける役割を担う。 (担当 社協) 【人数】 150名	
保健福祉会	行政区単位で設置。保健福祉会の会長(区長)をリーダーとして、地域の子育てサロンの推進や自治会ボランティアの発足、支え愛マップの作成など、地域に根ざした活動を行っている。 (担当 社協) 【設置行政区】 70行政区	
課題と今後の方向性	自治会において住民同士が助け合い、支え合う体制づくりを重層的に形成し、特に一人暮らし高齢者などの支援が必要な人のセーフティネット(注13)と	



	<p>なっている。</p> <p>課題としては活動助成金の財源確保や、自治会における活動の活性化の手法について検討する必要がある。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------

### 【地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携】

64 保健福祉会	実施主体	行政区、社協
保健福祉会でのサロンの実施、活動の充実	<p>地域で高齢者、障がい者、子どもを対象に集いの場（サロン）を設ける。活動に参加することにより、仲間づくりや生きがいづくりになり、地域交流や異年代交流の場にもなっている。</p> <p>【平成27年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○設置行政区 70行政区</li> <li>○月1回以上実施 26自治会</li> <li>○年数回実施 44自治会</li> <li>○サロンへの職員派遣 54件</li> <li>○サロン世話人交流会 平成28年2月16日 51名参加</li> </ul>	
課題と今後の方向性	<p>サロンの開催回数が自治会によってばらつきがあるため、実施回数の統一（月1回）が目標。職員の積極的な関与が必要と思われるが、自治会によって取り組み内容が異なり、例えば、何人かで集まっておしゃべり会やお茶会を楽しんだりしている所もあり、関与の方法も留意する必要がある。</p>	

65 高齢者クラブ	実施主体	町高齢者クラブ連合会及び各支部、単位高齢者クラブ
高齢者クラブの活動充実	<p>地域の清掃活動、世代間交流、ボランティア活動等自らの生きがいづくりや社会貢献活動に取り組んでいる高齢者クラブの活動支援を図る。</p>	
課題と今後の方向性	<p>会員数の減少が続いている。健康づくりやボランティア活動など高齢者クラブの活動の活性化を図り、連合会の組織強化を推進していく必要がある。</p>	

### 【生涯学習活動・公民館活動の充実】

66 湯梨浜文化大学	実施主体	中央公民館
湯梨浜文化大学	<p>60歳以上の人を対象に、教養講座（全体学習）として、健康・人権・消費生活・社会見学など様々なテーマで学習し、また、趣味講座16コースから希望コースを選び学習する。</p>	

	<p>【平成 27 年度実績】</p> <p>大学受講生 305 名 全体学習 10 回</p> <p>趣味講座 16 コース</p>
課題と今後の方向性	60 歳代の新規受講生が少なく、全般的に高齢化が進み、受講生数の減少が進んでいる。住民のニーズを取り入れた魅力ある教養講座及び趣味講座を開催し、新規受講生の取り込みを図る。

67 各種団体、サークルの育成	実施主体	中央公民館
各種団体、サークルの育成	<p>やりたい、学びたいと願う愛好者に活動の場を提供するために、また、既存グループの活性化を図るために、文化サークル会員の交流、新たに希望する者と輪をつなぐ交流会の開催を行う。</p> <p>【平成 27 年度実績】</p> <p>○文化団体協議会 加入団体数 53 団体</p> <p>○住民作品展 出展者数 376 名</p> <p>○芸能大会 出演数 29 団体</p> <p>○ロビー展 文化団体 3 団体</p>	
課題と今後の方向性	<p>各種団体・サークルの育成は、教養を高め、豊かな心で充実した生活を送るといった生きがいづくりと、趣味や文化を通して、人と人をつなぎ、むすぶといった交流の場の形成に寄与している。取り組みの成果を発表することは、参加者のやりがいにもなっているため、もっと身近に発表する機会、場所の確保が必要である。住民ニーズを把握し、新たに学びたい人とすでに地道に取り組んでいる人をつなぐ仕組みを作り、取り組みの成果が発表できる機会や場所の提供の拡大を図る。</p>	

68 地域に根ざした公民館活動の推進	実施主体	中央公民館
地域に根ざした公民館活動の推進	<p>公民館は、生涯学習の拠点として、社会教育（成人教育、家庭・青少年教育）、社会体育（スポーツ・レクリエーション等）の充実に取り組む。また、主催事業の充実を図るとともに、各種の出前講座を実施し、身近な公民館活動を目指す。</p> <p>【平成 27 年度実績】</p> <p>各種講座 104 回 延 2,298 名</p> <p>出前講座 13 回 延 277 名</p>	
課題と今後の方向性	<p>各種教室・講座の参加者が減少している。活動自体が住民に周知されていない部分が見受けられるため、地域課題と住民の要望に対応した身近な公民館</p>	

	活動を目指し、住民参加による公民館事業の推進に努めていく必要がある。各種事業の見直し等、多くの住民が集うにぎわいのある公民館づくりを目指す。
--	------------------------------------------------------------------------

69 地域子ども教室	実施主体	中央公民館
放課後子ども教室	放課後や週末等に学校の余裕教室及び公民館等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画、協力により、学習や様々な体験、交流活動の場を提供する。 【平成27年度実績】 放課後子ども教室 羽合地域 2か所 東郷地域 2か所 泊地域 1か所	
課題と今後の方向性	放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携、及び放課後子ども教室の指導者の確保等が課題である。放課後子ども総合プランに則り、放課後等に子どもたちが安心して活動できる安全で健やかな居場所を作り、地域住民の参画を得ながら、放課後子ども教室の充実を図る。	

### 【様々なテーマ、機能ごとに集まるつながりづくり】

70 コミュニティ助成事業	実施主体	企画課(総括)
一般コミュニティ助成事業(企画課)	(一財)自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として行う助成制度を活用し、各集落・団体等が行うコミュニティ活動に必要な施設や設備の整備に関する事業等に対して助成を行うことで、コミュニティの発展と活力ある地域づくりを図る。 【平成27年度実績】 1件 1,300,000円(一般コミュニティ事業) 他事業での実績なし	
コミュニティセンター助成事業(企画課)		
地域防災組織育成助成事業(総務課)		
青少年健全育成助成事業(生涯学習・人権推進課)		
課題と今後の方向性	設備整備を希望する集落に比べて、自治総合センターの事業採択件数が少ないため、助成を受けられない集落が恒常的に発生している。ただし事業実施を希望する集落・団体にとって有利な助成制度であるため、幅広い分野において助成金の活用を呼び掛けるとともに、自治総合センターへの申請を通して事業の採択を求めていく。	

71 まちづくり創造事業		実施主体	企画課
まちづくり創造事業	自主的・継続的にまちづくりの創造活動を行う団体の活動を支援することで、町の活性化及び振興の中核になる人材及び団体を育成するとともに、地域の振興と住民が主体となるまちづくりの促進を図る。 【平成 27 年度実績】 1 件 100,000 円（ステップ事業）		
まちづくりステップ事業			
課題と今後の方向性	平成 27 年度においては、活用団体が 1 団体。地域の中核となる団体・人材の育成を図る制度であり、より幅広い分野において活用が図られるよう検討を行っていく必要がある。今後の方向性としては幅広く制度の周知を行うとともに、町内で活動する団体に活用を呼び掛けて、各団体のまちづくり活動を支援していく。情報提供手段等を再度検証し、新規団体の募集と継続団体の支援に努める。制度の周知、啓発はもとより、新分野に取り組む団体の育成を促すため、制度が有機的に活用されるよう支援のあり方を検討する。		

72 当事者会		実施主体	総合福祉課、長寿福祉課
精神障がい者「たんぽぽの会」	27に記載		
精神障がい者家族「ひまわりの会」	27に記載		
認知症家族のつどい	27に記載		
母子会	ひとり親（母子・父子）、寡婦家庭相互が交流親睦を深め、社会に適應する力を身に付け自立更生の意欲を高めることを目的とする。各種交流会（県、町）や県主催の研修に参加している。（担当 総合福祉課） 【平成 27 年度】 会員 34 名（うち平成 27 年度 新規会員 1 名） 各種交流事業を実施		
課題と今後の方向性	会の運営、会員の募集方法などは特性により異なる。例えば「たんぽぽの会」のように精神障がいという特性上、会員増を目指すよりも少人数でも自分のペースで集まり、ゆるやかにつながっていくような運営が望ましい場合もある。地域のつながりとは異なり、同じ悩みを持つ人同士でつながることは参加者の心の拠り所、癒しの場となるため、今後も継続していく。		

**【住民等による問題関心の共有化への動機づけと意識の向上、地域福祉推進への参加促進】**

73 地域における人権教育		実施主体	生涯学習・人権推進課 町人権教育推進協議会
ゆりはま人権セミナー	様々な人権問題を取り上げ、あらゆる差別の解消について、町民への啓発のため講演会などを実施する。 【平成27年度実績】 年3回開催 参加人数 延362人		
人権教育座談会	身近な生活の中にある人権問題に気づき、住民みんなが安心してくらせる地域づくりを考えていく。各集落で開催している。 【平成27年度実績】 9～3月にかけて各集落で年1回開催		
課題と今後の方向性	「人権問題は重要な問題である」と捉えながらも、自分に身近で関わりが深いと考える人は多くなく、研修等への参加者が固定化していることが課題である。人権問題は住民福祉と関係が深く、関係課、関係機関との連携が必要である。情報共有しながら継続的な啓発をしていくことが大切である。		

74 小中学校人権・同和教育研修会		実施主体	小中学校 教育総務課
人権教育主任連絡会	中学校区ごとに新任転任教職員を対象に研修会を実施。年間を通して担当職員を招集し、人権教育主任者会を開催。また人事異動で赴任した教職員に対しても、研修会を実施している。		
人権教育参観日	保護者を対象に、人権教育参観日などを実施。また各学校のPTAが主となり、広報紙などを発行し、人権意識の醸成に寄与している。		
課題と今後の方向性	今後も研修などを継続して実施し、教職員の資質向上と保護者の人権意識の醸成に努めていくことが大切である。		

75 障がい児理解のための保護者研修会		実施主体	小中学校
保護者研修会	保護者研修会では、同じ保護者の立場から発達障がいについて、ワークショップを取り入れた研修を行った。また、特別支援学級理解について、参観日の時に教師から保護者へ説明を行っている。 【平成27年度実績】 研修会 「発達障がいについて」(ペアレントメンター鳥取)		

課題と今後の方向性	課題としては、参加されない保護者への啓発を継続して行っていく必要がある。多様性を認め、個人が尊重される社会実現のために、引き続き研修を実施し、人権意識の高揚に努める。
-----------	-------------------------------------------------------------------------------------

76 住民福祉座談会	実施主体	社協
住民福祉座談会	25 に記載	
課題と今後の方向性	25 に記載	

## 第4章 第2期地域福祉計画の取り組み状況

第2期湯梨浜町地域福祉計画に沿って実施した基本目標ごとの主な取り組み状況は、次のとおりです。

### 1 みんなで支える地域づくり

#### (1) 共に支えあう意識づくりの推進

- 人権学習・福祉教育の推進
- あいサポーター研修、認知症サポーター養成講座の実施
- 福祉ニーズの把握（住民福祉座談会の開催）
- 地域福祉の日（月間）

人権学習、福祉教育の推進については、全住民対象の「ゆりはま人権セミナー」、集落単位の「人権教育座談会」で住民の意識啓発に努めています。

また「あいサポーター研修」「認知症サポーター養成講座」を地域、学校、事業所などで開催し、障がいや認知症についての正しい理解と互助の精神の醸成を図っています。

#### (2) 地域福祉活動組織の活性化促進

- 保健福祉会等地域福祉活動組織の設置

行政区に愛の輪協力員、福祉推進員、保健福祉会などを設置し、見守り活動を展開しています。「支え愛」の体制を重層的に形成し、特に一人暮らし高齢者など要支援者のセーフティネットとなっています。

また高齢者へのサロン活動や異年代交流会などを開催し、地域の絆を強化し、孤立を防止し安心して生活できる地域づくりを推進しています。

### 2 地域の担い手づくり

#### (1) ボランティアの育成支援

- 子どもや団塊の世代を対象としたボランティア講座の開催支援
- 働く世代のボランティア参加促進支援
- 知恵袋バンクの登録と活用の促進

#### (2) ボランティアセンターの機能充実

- ボランティアセンター機能充実支援
- 有償ボランティア立ち上げ支援

平成26年4月に社協において、有償ボランティアサービス「助さん」が開始されました。ゴミ出し、掃除など介護保険などの公的サービスでは賅えない生活課題についてカバーすることを目的に、住民相互の助け合いによる有償サービスを行っています。

高齢者等の日常生活に困っている人に対し、地域の住民（「助さん」）が有償で、ゴミ出し、掃除など日常生活の援助や、外出・通院の付添いなどの支援を行うものです。

### 3 地域福祉を支える体制づくり

#### (1) 安心して暮らせるサービス利用の仕組みづくり

- 相談体制、情報提供の充実
- 権利擁護、成年後見制度等の利用促進
- 虐待防止に関する啓発、体制づくりの推進
- 引きこもりなどへの対応

#### (2) 交流の場づくりへの支援

#### (3) 関係機関の連携強化

総合的な福祉の相談体制として、福祉事務所が平成24年4月に設立されました。

これは、生活保護や障がい者福祉、ひとり親福祉や高齢者福祉を専門的に行う機関で、総合福祉課、長寿福祉課の二課体制となっています。

また、長寿福祉課内には「地域包括支援センター」が設置されています。

「地域包括支援センター」は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉、保健、医療サービスなどの各種サービスを総合的、継続的に提供し、地域における包括的な支援を実現する中核的な役割を担っています。

### 4 安全・安心、信頼の地域づくり

#### (1) 防犯・防災対策の充実

#### (2) 見守り活動の充実

#### 【災害時に一人も見逃さない体制づくり】

平成23年3月に発生した東日本大震災では、寝たきり等の要介護高齢者や障がい者などの要配慮者への救助支援が不十分であったという課題が浮き彫りになりました。

町では地域防災計画で要援護者対策の強化について定めていますが、非常時には役場などの公的機関だけでは賅いきれない部分も多く、地域での支援体制の確立が喫緊の課題となっています。



平成23年度にモデル事業としてスタートした「わが町支え愛活動」では、地域住民が主体となり、「支え愛マップ」の作成等を通して、障がい者や高齢者などの要配慮者の避難支援の仕組みや平常時の見守り体制を構築することにより、すべての人にとって安心・安全に生活できる地域になるように、災害時の地域の支援体制の確立を推進しています。

また、民生児童委員協議会では福祉マップを作成し、担当地区の一人暮らし高齢者や要介護者、障がい者など気になる人を把握し、地図におとしこんだ「福祉マップ」を作成し、日常の見守り活動に活用、地域の支援体制の確立の一助としています。

### (3) 人にやさしいまちづくりへの推進

○交通弱者への対応

○バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の促進

#### 【交通弱者対策】

社協が「のりあいバス」を運行し、車などの移送手段を持たない高齢者等に対して、日用品や食材などの買い物や通院など日常生活の利便性を図り、在宅生活の支援を行っています。また、同時に社会問題となっている「買い物難民」(注14)の解決への手がかりとしています。

## 第5章 第3期地域福祉計画の基本的な考え方

---

### 1 計画の基本理念

今日における福祉の考え方は、まず「住民自らが主体的に自分らしく生きること」が前提にあり、支援が必要なときに適切かつ良質なサービスを選択でき、個人の尊厳と主体性を重んじたものとなっています。

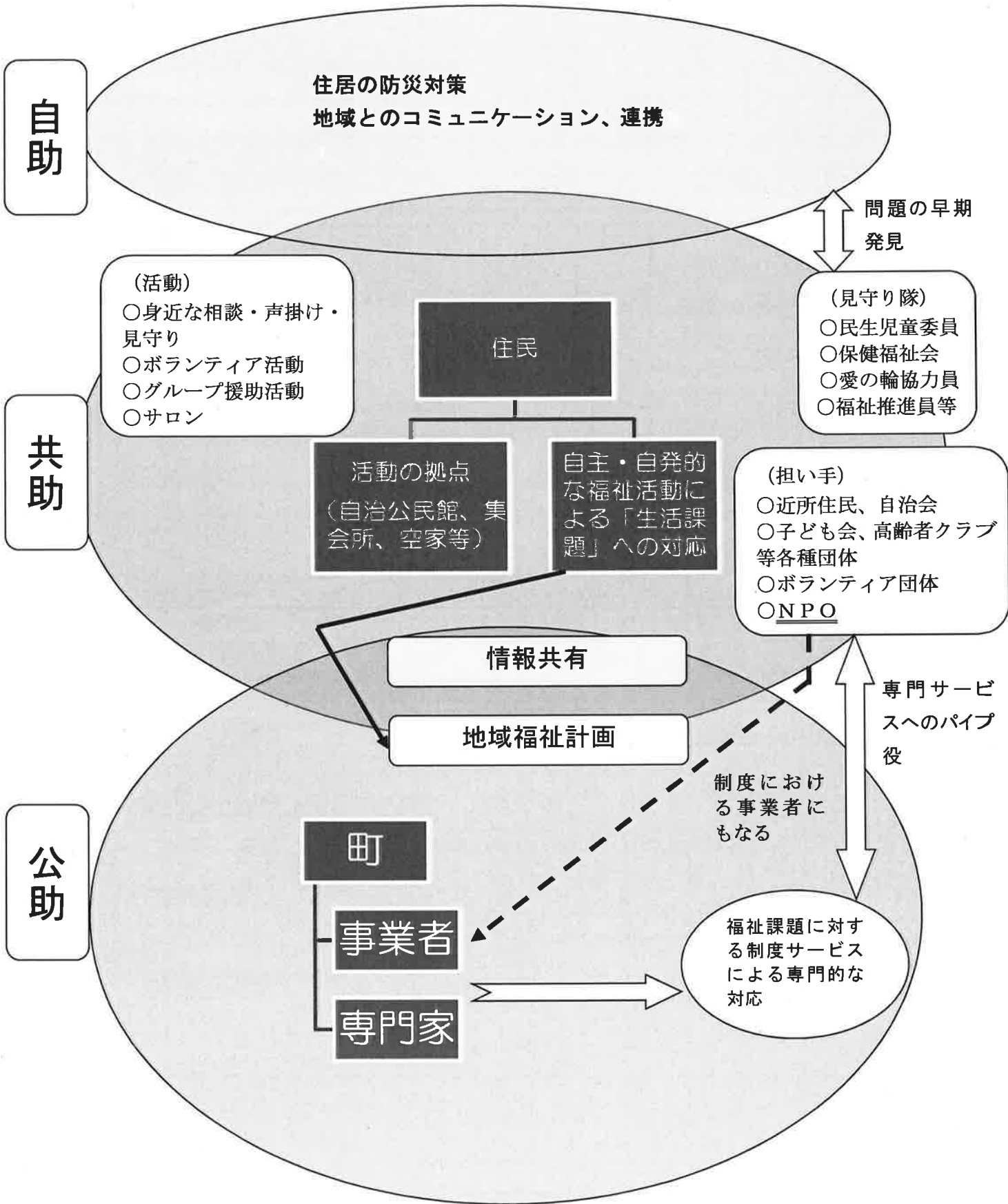
障がいや年齢、性別を問わずすべての人が自己肯定感を持って、社会的自立を実現させるためには、まずは住民一人ひとりが社会的に排除されることがなく、地域社会の一員として尊ばれ、安心感を感じ、互いに自立に向けて支え合うことができるような包括的な地域社会形成が不可欠となってきます。本町では、公的サービス、行政機関などの社会資源を活用しながら、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合うといった住民主体の地域づくりをさらに深化させ、地域共生社会の実現を目指していきます。

さらには、地域社会を支える基盤となる住民が、ここ湯梨浜町に住み続けることができるようにするためには、生活上の安全、安心、健康が永続的に確保されるよう医療、介護、住まい、都市機能、防犯機能などを連携させた「まちづくり」を多面的に推進する必要があります。

上位計画である第3次湯梨浜町総合計画においては、「みんなが主役 笑顔あふれる湯梨浜町」をキャッチフレーズに、「共に支え合い笑顔いっぱいのもちづくり」「安全で住みやすいまちづくり」「参画と協働による町民が主役のもちづくり」「志をもって共に学び明日を拓くまちづくり」などを基本目標に掲げています。

本計画では、この考え方をもとに、すべての住民が自分らしく生きることができるよう、地域住民を始めとした多様なつながりを再生、創造し、行政と住民が縦糸と横糸となって紡がれ、きめ細やかで温かい地域社会を織り上げていくことを基本理念とし、その実現に向けた取り組みを推進していきます。

# 住民、行政、関係機関の協働による新しい地域福祉



## 2 計画の基本目標

第2期計画までの取り組み状況を踏まえ、基本理念の実現に向けた地域福祉のコンセプトに次の4つの目標を掲げ、地域福祉の推進を図っていきます。

### 基本目標

#### 1 みんなで支え、共に生きる地域づくり

地域の誰もがお互いの多様性を認め、互いに思いやる心を育み、住民相互に支え合う地域づくりを推進します。また技術や知識、経験を活かして、積極的に地域づくりに参加する人材や団体の育成を図ります。

#### 2 地域福祉を支える体制づくり

住民の主体的な活動の推進や福祉活動の充実を目指し、支援を必要とする人が、より豊かな生活を送るために必要なサービスを安心して利用できる体制の整備を進めます。

#### 3 安心・安全・信頼の地域づくり

高齢者、子どもなどが安心して安全に生活できるよう、地域での防犯体制の確立を目指します。また、高齢者や障がい者、子どもなど多様な特性を持ったすべての人々の自立を促進するため環境を整え、人にやさしいまちづくりを進めます。

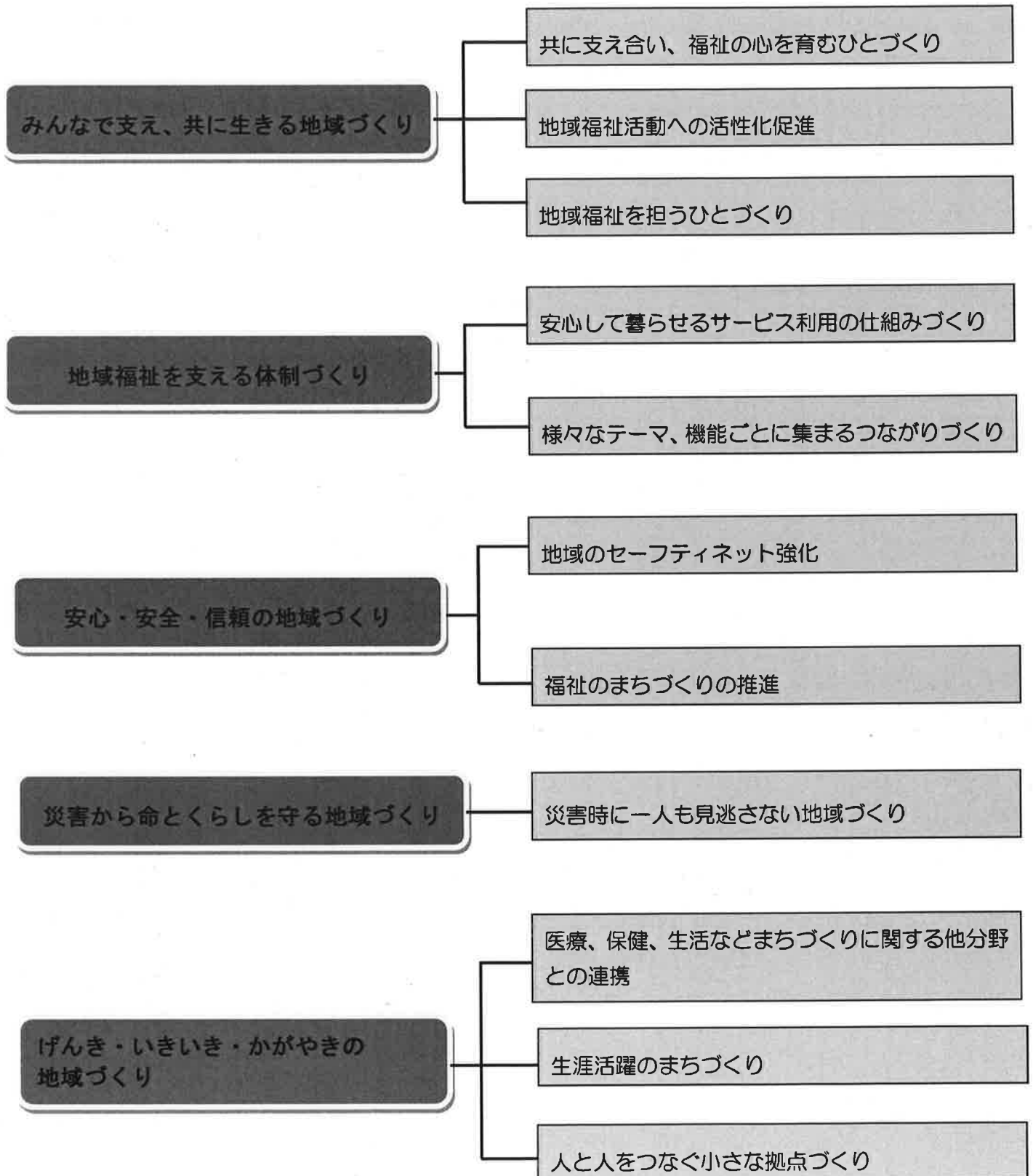
#### 4 災害から命とくらしを守る地域づくり

鳥取県中部地震の教訓を踏まえ、地域防災活動や災害時相互支援体制の整備など住民主体の共助による地域防災力を高め、災害に強い地域づくりを目指します。

#### 5 げんき・いきいき・かがやきの地域づくり

住民が健康で生涯活躍ができるまちづくりを推進し、いつでも誰でも集え様々なサービスや地域活動の場をつなぐ拠点を形成し、活力にあふれ魅力的な地域づくりを目指します。

### 3 計画の体系



## 第6章 計画推進のための施策

第3期地域福祉計画推進にあたり、第5章に掲げた基本目標のもと、以下のとおり総合的、計画的に各種施策を展開します。

### 1 みんなで支え、共に生きる地域づくり

現代は、ライフスタイルや価値観が多様化し、住民同士の顔の見える関係や交流を通じた心のふれあいが少なくなり、福祉意識が育ちにくくなっています。近所住民の困り事にも気づく機会も少なく、住民同士が互いに支え合い、助け合う関係作りが難しい時代ともいえます。

本町では地域や福祉に関する活動を通して、未来を担う子どもから高齢者まで住民一人ひとりに他者を理解し、互いを尊重する人づくりを推進し、みんなで支え、共に生きる地域づくりを目指してきました。

今後も保健福祉会といった地域コミュニティの活性化を図り、地域福祉におけるキーパーソン（注15）である民生児童委員や愛の輪協力員、福祉推進委員といった「見守り隊」による地域における支え合い体制の推進を行っていきます。

また、地域福祉の担い手が「見守り隊」などいわば固定化された人だけでなく、住民一人ひとりが地域の生活課題を我が事として捉えるような福祉意識の醸成を行い、担い手の裾野の拡大、地域課題の解決力の強化を図ります。

#### （1）共に支え合い、福祉の心を育むひとづくり

地域社会は高齢者や子ども、障がいがある人、ない人など多様な人々で構成されています。みんなで支え合い、共に生きる地域づくりを推進するためにはお互いの人権を尊重し合い、思いやりの精神を育むことが重要です。

多様な個性を認め合い、互いを理解して、支え合い、共に生きるという福祉の心の醸成と定着を促進していきます。

#### 【取組名】

人権に関する意識啓発の推進	・地域、事業所、学校、こども園等における人権教育の推進 ・教職員、保育教諭等の資質向上のための研修	生涯学習・人権推進課他
あいサポーター研修、認知症サポーター養成講座の推進	・障がいや認知症について正しい理解と手助けの方法を学び実践する養成講座の開催（地域、事業所、学校）	総合福祉課、長寿福祉課

福祉教育、体験学習の推進	・福祉体験学習、交流活動の推進 ・障がい児理解のための研修会 開催	教育総務課、学校、 社協
地域のニーズ、課題などの把握	・住民福祉座談会の開催	社協

## (2) 地域福祉活動への活性化促進

地域福祉の向上には地域住民の自発的な福祉活動への参画と参加が重要であり、それによって、福祉に厚みと柔軟性がもたらされることが期待されます。

地域福祉の基礎単位は自治会であり、本町では、社会福祉協議会が自治会に保健福祉会を設置し、地域の支え合い活動を充実するための体制づくりを推進してきました。保健福祉会主導で地域住民と一体となり、様々な保健福祉活動を展開しています。

引き続きこの保健福祉会が主体となり、地域でのサロンの開催や見守り、声掛けなど地域活動の活性化を促進していきます。

### 【取組名】

保健福祉会の設置、活動支援	・保健福祉会設置、運営に係る指導助言、運営費補助	社協
---------------	--------------------------	----

## (3) 地域福祉を担うひとりづくり

住民一人ひとりの福祉課題は家族構成、生活様式などにより異なり、公的な福祉サービスでは十分なカバーができなくなっています。

課題の内容は多岐多様になっており、今後の地域福祉の推進にあたっては、住民が主体となった「地域力」を活用した環境づくりを進めていくことが不可欠です。

従来からの民生児童委員、愛の輪協力員、福祉推進委員といった地域福祉の軸となる「見守り隊」を中心とした地域の見守り体制の強化を今後も図っていきます。

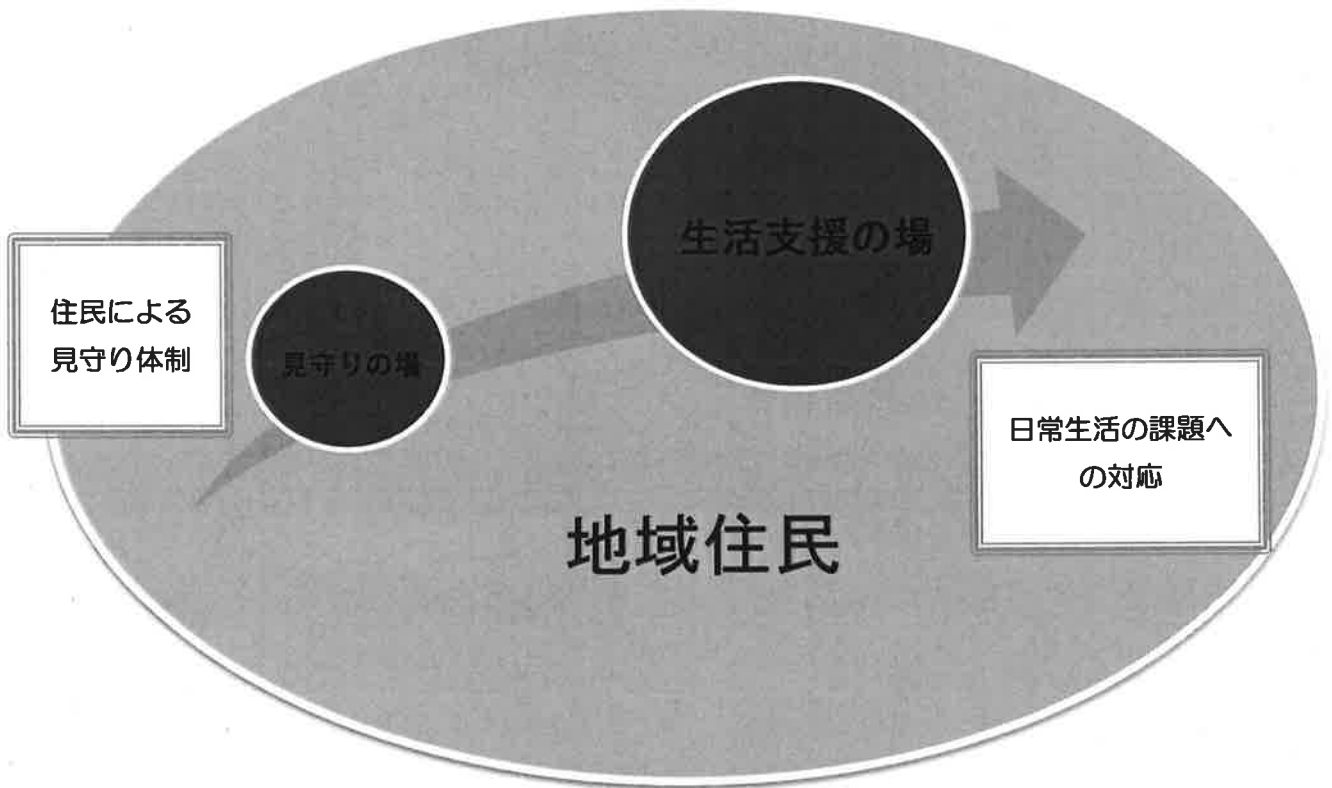
また、地域での生活課題は暮らしのあらゆる場面で起こり得るものであり、誰もが当事者になり得ることから、解決のためには一部の人々が支援する側に回るのではなく、すべての人々が担い手として、自分の持ち味を生かして支え合うような地域社会の実現を目指します。

そのためには、まずは住民が自分のできる範囲で福祉活動の実践に取り組むことが重要になります。こうした観点からボランティアの育成支援や活動の活発化、ボランティアセンターの機能充実を軸とした取り組みを推進していきます。

### 【取組名】

「見守り隊」（民生児童委員、愛の輪協力員、福祉推進委員等）の活動支援	・活動における指導助言 ・福祉知識習得のための研修実施	総合福祉課、社協
ボランティアの育成支援	・ボランティアの参加促進	社協

	・ ボランティア講座の開催支援	
有償ボランティアサービス「助さん」の機能充実	・ 需給調整の充実と登録会員、協力会員の人数確保	社協
NPO法人の育成支援	・ 法人設立を検討する団体に対する情報提供・助言	企画課





## 2 地域福祉を支える体制づくり

少子高齢化が進む中、介護保険、障がい者福祉など社会保障制度が大きく変化しています。福祉制度のシステムは「措置」制度から「契約」制度へ転換になり、住民は自らの判断でサービスを選択することとなり、サービスの提供の在り方や、多様化、複雑化する福祉課題を解決するための相談体制の在り方も変化を求められています。

これまでの分野別の相談体制では対応できない複合的な課題を抱えているケースも多く見受けられ、今後は様々な制度、活動を相互に関連付け、幅広い社会資源の活用、協働・連携による切れ目のない包括的な支援体制の構築が必要になってきます。

本町では相談体制の強化、情報提供の充実を図っていき、適正なサービスの提供に努めていきます。また地域社会の再生と同時に、テーマや機能でつながるコミュニティ形成を支援していきます。

### (1) 安心して暮らせるサービス利用の仕組みづくり

本町では生活保護、障がい者、ひとり親家庭、高齢者などに関する相談機関である福祉事務所が設置され、総合福祉課、長寿福祉課の二課体制で相談などを受け付けています。

また、長寿福祉課内には「地域包括支援センター」を設置し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉、保健、医療など様々なサービスを総合的、継続的に提供し、地域における包括的な支援を行っています。

近年、生活困窮者問題、児童虐待など新たな福祉課題が浮上しており、本町ではこれらの新しい課題に対応すべく、平成27年4月から生活困窮者自立支援事業を実施、平成29年4月からは、母子保健の観点から妊娠期から子育て期までの切れ間ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を発足する予定です。

他にも子どもの貧困対策といった福祉、教育、経済など複数の分野にまたがったり、親や子という属性を越えた複合的な困難性を含む課題もあり、関係課と連携し、一体化した施策の展開が求められています。

今後も職員の専門性の向上や相談機関の整備、充実を図るとともに、相談窓口の連携を一層強化し、相談者に応じた適切な対応、良質なサービスの提供に努めます。

また、サービスに関しての情報提供についても、年齢によって情報収集の方法に差異があることから、インターネットや広報紙だけでなく、各種研修会やサロン、ケアマネージャーなど多様な媒体を介して情報提供の充実に努めます。

#### 【取組名】

相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉事務所相談機能のレベルアップ</li> <li>・ 医療、保健、福祉、教育関係課との連携強化</li> <li>・ 職員の専門性向上のための各種研修</li> <li>・ 社協、事業所、専門機関との連携強化</li> </ul>	町
---------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

相談窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠期から子育て期にわたるきめ細やかな支援体制（子育て世代包括支援センター）の構築と整備</li> </ul>	子育て支援課
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙、ケーブルテレビ、インターネット、研修会など多様な媒体を利用した情報提供</li> <li>・情報入手困難者への情報提供手法の検討</li> </ul>	町
生活困窮者自立支援制度事業の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者が抱える多様で複合的な課題について、必要な情報提供、助言及び自立支援計画作成</li> <li>・困窮者の早期支援につながるような訪問支援の実施</li> <li>・自立の促進に向けた、生活困窮者の能力に応じた中間就労等を含む就労支援</li> </ul>	総合福祉課、社協
役場職員の福祉意識醸成と地域活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の福祉意識の醸成や地域住民の生活課題を的確に把握、改善できる力を養成するための研修、啓発</li> </ul>	総務課
権利擁護、成年後見制度の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な制度利用につなげるための制度の普及啓発</li> <li>・関係機関との連携と相談窓口での説明充実</li> </ul>	長寿福祉課、社協
制度に乗らない生きづらさを抱える人への相談体制の構築（軽度の発達障がい、引きこもり、不登校、ニートなど）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り隊（民生児童委員、愛の輪協力員、福祉推進員など）による見守り活動</li> <li>・相談機関、職員等による電話相談、訪問活動</li> <li>・気軽に相談ができる体制の構築</li> <li>・「えんくるり事業」の普及、推進</li> </ul>	総合福祉課、社協、 県社協
虐待、DV防止に関する啓発、相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待行為の予防、早期発見・早期対応についての住民向け広報・啓発</li> <li>・相談解決能力の向上のための研修参加</li> <li>・関係機関との連携</li> </ul>	子育て支援課、総合福祉課、長寿福祉課

## (2) 様々なテーマ、機能ごとに集まるつながりづくり

社会構造の変化により、人々のライフスタイル、価値観は変化してきました。核家族化が進んだ現代の社会においては個人主義志向も高まり、地域社会の弱体化の要因となっていますが、社会的孤立といった弊害も顕在化してきました。こうした時代情勢の中、社会的孤立を防止するため、地域社会だけでない新しいコミュニティを形成し、重層的でゆるやかなつながりを持つことですべての人々が居場所や役割を確保し、自己肯定感を持って生活することが重要となってきています。

本町では様々なテーマ、機能ごとに集まるつながりづくりを支援し、様々なつながりの場を提供して、住民の絆を強化する取り組みを推進していきます。

### 【取組名】

当事者会、家族会の運営支援	・障がい、認知症など共通する問題を有している人やその家族の会の運営を支援	総合福祉課 長寿福祉課
多様な属性で集まった団体の育成と運営支援	・高齢者クラブ、国際交流協会、母子会など様々な属性で集まった団体の育成と運営支援	長寿福祉課 企画課 総合福祉課
生涯学習活動の充実	・湯梨浜文化大学の開催 ・各種団体、趣味サークルの育成	中央公民館
公民館活動の推進	・生涯学習の拠点としての公民館活動の充実 ・魅力ある出前講座の開催 ・地域こども教室の活動推進	中央公民館

## 3 安心・安全・信頼の地域づくり

地域住民同士のつながりが希薄になる中で、従前の地域における相互扶助機能は低下してきました。その反面、子どもや高齢者を狙い、被害者となる犯罪は後を絶たず、高齢者を狙った特殊詐欺の被害は深刻化するなど、犯罪に対して不安を抱く人は少なくありません。そして一人暮らしを含めた高齢者のみの世帯が急増し、孤独死や老老介護、認知症発症者の徘徊などが大きな問題となっています。日常時において、地域社会の安心、安全を確保するための住民主体の見守り体制の強化が急務となっています。

また、高齢者、障がい者、子どもなど多様な個性をもつすべての人が安心、安全で快適に暮らすことができる社会の実現のためには物理的、心理的、社会的障壁を始めとするすべての障壁を取り除くというバリアフリーの概念とともに、そこから一歩進んで新しい障壁が生じないように誰もが利用しやすくデザインするというユニバーサルデザインという概念に立った「福祉のまちづくり」を行う必要があります。

### (1) 地域のセーフティネットの強化

最近、子どもや高齢者を狙った犯罪が急増しています。子どもに対する不審者による声掛け、連れ去り事案やスマートフォンやSNS（注16）の普及によるネット被害、高齢者に対する悪質商法や特殊詐欺など手口は巧妙化、悪質化しています。

後を絶たない犯罪から、子どもや高齢者を守るため、見守り活動や注意喚起のための声掛け、防犯情報の提供など、地域、ボランティア、関係機関が連携した支援体制の充実を図ります。

また、社会情勢の変化による単身者の増加や、団塊の世代などの人口が最も多い年代層が高齢になるにつれて、一人暮らし高齢者の率も必然的に高くなってきました。一人暮らし高齢者の増加は孤独死など様々なリスクをもたらします。

今後も、特に一人暮らし高齢者などリスクが高い人に対して、民生児童委員や愛の輪協力員などに見守りを依頼し、緊急時連絡先などを記したカード作成などの取り組みを推進していきます。

日常時において異変を察知する「気づきの目」を養い、増やしていくことで、防犯対策も含めた住民主体の見守り体制の強化が急務となっています。

#### 【取組名】

消費者被害の予防啓発	・悪質商法や特殊詐欺被害防止のための研修、出前講座の開催 ・出張相談所の開催	産業振興課、中部消費生活センター
子どもの安全を守る地域活動の推進	・登校、下校時のパトロール、声掛け、あいさつ運動の実施 ・こどもかけこみ110番 ・ネット犯罪防止のための研修、啓発	教育総務課、生涯学習・人権推進課、行政区、民生児童委員協議会他
見守り隊（民生児童委員、愛の輪協力員、福祉推進員など）による見守り活動の推進	・一人暮らし高齢者、高齢者世帯への見守り、声掛け活動の実施	総合福祉課、社協

### (2) 福祉のまちづくりの推進

「安心して住みやすいまち」そして「共に支えあい笑顔いっぱいのまち」の実現のために、高齢者、障がい者、子ども、妊産婦などすべての住民の生活に視点を置いた環境整備や、その人の特性に応じた情報伝達やサービス、おもてなしの向上、人的介助支援の情報伝達、また偏見や差別を払拭し、お互いの個性や違いを認め合うような意識醸成を図るというハード、ソフト、ハート面における多面的なユニバーサルデザインの視点に立った事業や施策を展開していきます。

【取組名】

「福祉のまちづくり計画」 進行管理	・福祉のまちづくり計画に沿って、町内の物理的、社会的、心理的環境整備を進行管理し、ユニバーサルデザインの理念に立ったまちづくりの推進を図る	総合福祉課
町内施設、事業所のバリアフリー化の促進	・バリアフリー環境整備促進事業 ・小地域拠点集会所等バリアフリー事業 ・「ハートフル駐車場」推進 ・町道のバリアフリー整備	総合福祉課、県、建設水道課
役場職員の福祉意識醸成と 接遇の向上	・住民の特性に応じた接遇の向上のための研修	総務課
福祉団体によるバリアフリー調査の実施	・障がい者団体と共催し、当事者の視点に立ったバリアフリー調査を実施	総合福祉課
あいサポート運動、認知症サポーター養成の推進	・あいサポート運動、認知症サポーター養成の推進	総合福祉課、長寿福祉課
福祉教育、障がい児教育、 人権教育の推進	・職場体験学習、福祉体験事業の実施 ・教職員、保育教諭等の資質向上のための研修会等の実施 ・障がい児理解のための保護者研修 ・地域における人権意識の醸成	教育総務課、こども園、小中学校、生涯学習・人権推進課

## 4 災害から命とくらしを守る地域づくり

平成28年10月21日に鳥取県中部を震源とする地震が発生しました。幸い、本町では死者は出ていませんが、建物、道路、農産物などに大きな被害を受けました。

現在、本町では全町を挙げて、住民が一刻も早く日常生活を取り戻し、安心して生活ができるよう復旧、復興に取り組んでいます。今回の地震の教訓を活かして、災害に備えた防災・減災体制、避難支援体制についても見直しがされることとなっています。

地域福祉と地域防災を連携させ、住民が安心して暮らすことができる「災害に強いまち」の実現を目指します。

### (1) 災害時に一人も見逃さない地域づくり

災害に強い安全で安心な地域づくりを推進するためには、「自助」「共助」「公助」がキーワードとなってきます。

大規模な地震、水害などの大災害発生直後は、行政や防災関係機関（消防、警察）の対応能力をはるかに超える被害が予想されます。その時に住民と地域を守ることができる自主防

災組織や地域での見守り体制の機能強化が必要不可欠です。

安否確認、救出救護、避難行動要支援者避難支援、避難所運営、被災情報の伝達、ボランティアの受け入れなど、住民全員参加で役割分担して対応する必要があります。

災害直後、身体障がい者、高齢者、乳幼児、病人など避難行動要支援者の安否確認や避難支援ができるのは近くにいる人だけであり、近隣住民同士の隣保扶助、地域での見守り、助け合いなどの「共助」力の向上が必要です。また、災害時だけでなく普段からさりげなく見守り助け合う地域体制の強化を図っていき、「災害時に一人も見逃さない地域づくり」を推進していきます。

また、鳥取県中部地震の避難所運営を通じて明らかになった課題としては、福祉避難所として協定を締結している施設との連携の強化が挙げられます。障がい、高齢、疾病、妊婦など一般避難所での生活が困難な人が速やかに福祉避難所に誘導できるように、協定施設と避難所の設置運営について、事前協議するなど平常時から連携を図っておく必要があります。

併せて、協定を締結した施設に被害が出るような大規模な災害に対応できるように、町内避難所において、福祉避難所としての機能を強化させることも重要です。

さらに、障がい、疾病など配慮が必要な福祉サービスを必要としている人への支援、一人暮らし高齢者などの要配慮者が日常生活へ戻る過程での不安軽減などの精神的ケアの必要性や居場所、交流の場の創設など、地域福祉という観点で捉えたときに新たに見えてきた課題もあります。

平常時においても、災害時に備えるために防災知識の普及など地域や学校において防災意識の醸成を図り、誰もが地域で一番身近な集会所に避難できるためにバリアフリー事業の一層の推進を行います。

【取組名】

<p>災害時における要配慮者等の支援体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域防災計画の見直し、検討</li> <li>・ 愛の輪協力員、福祉推進員による見守り活動の推進</li> <li>・ 保健福祉会（区）、民生児童委員による福祉マップ作成</li> <li>・ 民生児童委員による要配慮者への見守り（防災）カードの作成、配布と見守り活動の推進</li> <li>・ 災害ボランティアの育成</li> <li>・ 福祉避難所の機能強化、設備充実</li> </ul>	<p>総務課、総合福祉課、社協</p>
<p>自主防災組織の育成、機能強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織活動の支援</li> </ul>	<p>総務課</p>
<p>防災教育の普及啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域、学校における防災意識の醸成</li> <li>・ 防災知識の普及、啓発</li> <li>・ 町総合防災訓練の実施</li> </ul>	<p>総務課</p>

避難所のバリアフリー化の推進	・小地域拠点集会所バリアフリー事業の推進	総合福祉課
わが町支え愛活動の推進	・地域において、災害時の避難体制の仕組みづくりや平常時の見守り体制を作る取り組みに対して補助(平成29年度より「地域における災害時の要支援者対策事業」と名称変更予定)	社協(実施主体) 総合福祉課(補助)

## 5 げんき・いきいき・かがやきの地域づくり

地域福祉は従来の福祉の枠を大きく超えるものであり、福祉の範疇に留まらず、医療、保健、生活など他分野とも関連し、融合しています。

少子高齢化により、本格的な人口減少社会が到来しました。本町も例外ではなく、人口減少の傾向には歯止めがかかりません。人口の維持、増加は最大のテーマであり持続可能なまちを実現するためには、従来のまちづくりに捉われない福祉、医療、保健、住居、産業振興など他分野との有機的な連携を図ったまちづくりを検討していく必要があります。

本町では「湯梨浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、未来に向けた3つの基本目標「活力ある元気なまち」「安心して暮らせるまち」「町民みんなが創るまち」の実現のために総合的な施策を展開していきます。

### (1) 医療、保健、生活などまちづくりに関する他分野との連携

高齢者が住み慣れた地域で安心して、自分らしく生きがいを持って暮らし続けることができるよう介護予防、認知症施策の推進など、自助、共助による「支え愛」の仕組みを推進し、医療・介護・福祉との連携による地域包括ケアシステムの確立を目指します。

また移住定住対策を推進して、地域を支える新たな人材の呼び込みや交流による地域活性化を目指しています。同時に観光分野や子育て支援等の各種施策の充実を図りながら、活力あふれ魅力あるまちづくりを推進していきます。

#### 【取組名】

地域包括ケアシステムの確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防事業、日常生活支援総合事業の充実</li> <li>・地域、職域等での認知症サポーターの養成</li> <li>・地域ケア会議の充実</li> <li>・在宅医療、介護連携体制の構築</li> </ul>	長寿福祉課
鳥取看護大学による「まちな保健室」との連携	・鳥取看護大学による「まちな保健室」を開催、地域の公民館などに出向き、健康チェックや健康づくり事業などを実施	健康推進課

移住定住の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の魅力の効果的な発信</li> <li>・若年層をターゲットにしたＩＪＵターナー者への相談体制の整備</li> <li>・空き家の有効活用の推進、住宅取得支援</li> <li>・田舎暮らし、住民交流体験ボランティア事業の推進</li> </ul>	企画課
---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----

## (2) 生涯活躍のまちづくり

本町は、人口減少問題に直面する中で、持続可能な地域を構築するため、新たな人の流れを生み出す手段の一つとして「生涯活躍のまち」(CCRC)の構想を打ち出しました。

この構想は、本町の地域特性を生かし、都市圏に住むアクティブシニアが自らの希望に応じて移住し、地域の仕事や社会活動、生涯学習などの活動に積極的に参加し、多世代と交流しながら継続的なケア体制を確保することで、移住定住を一層促進し、地域の活性化を図るものです。

構想の実現に向けて、移住支援に関する取り組みとして、首都圏のアクティブシニアへの積極的・効果的な情報発信、住環境の整備として、サービス付き高齢者住宅や空き家の活用、コミュニティ機能の付加や活躍の場づくりのため、仕事やグラウンド・ゴルフ、ノルディックウォークなどのスポーツ、文化活動などの生きがいづくりの創設、医療・保健・福祉が一体となった民間との連携強化による地域包括ケアシステムの確立などに取り組みます。

### 【取組名】

首都圏のアクティブシニアへの情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移住体験ツアーの実施</li> <li>・まちづくり会社による広報、イベント企画、ニーズ調査</li> </ul>	みらい創造室
拠点エリアの住環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多世代居住の交流拠点としての町営住宅建替</li> <li>・民有地などにおけるサービス付き高齢者住宅の整備</li> <li>・空き家の利活用促進</li> </ul>	町民課  みらい創造室  みらい創造室
拠点エリアのコミュニティ機能の付加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクティブシニアへの仕事情報、活動情報の提供</li> <li>・「まちの保健室」の設置</li> </ul>	みらい創造室  健康推進課
地域包括ケアシステムの確立	「(1) 医療、保健、生活などまちづくりに関する他分野との連携」に記載	長寿福祉課



# 湯梨浜町をモデルとしたCCRCのイメージ

- ・アクティブ・シニアから晩年のシニアまで、充実した生活と安心して暮らせる町をつくる。(健康寿命+地域への貢献)
- ・地域が抱える課題の解決へとつながる人材の誘致
- ・現在お住まいの町民の方々も利益共有できる環境づくり。



### (3) 人と人とを結ぶ小さな拠点づくり

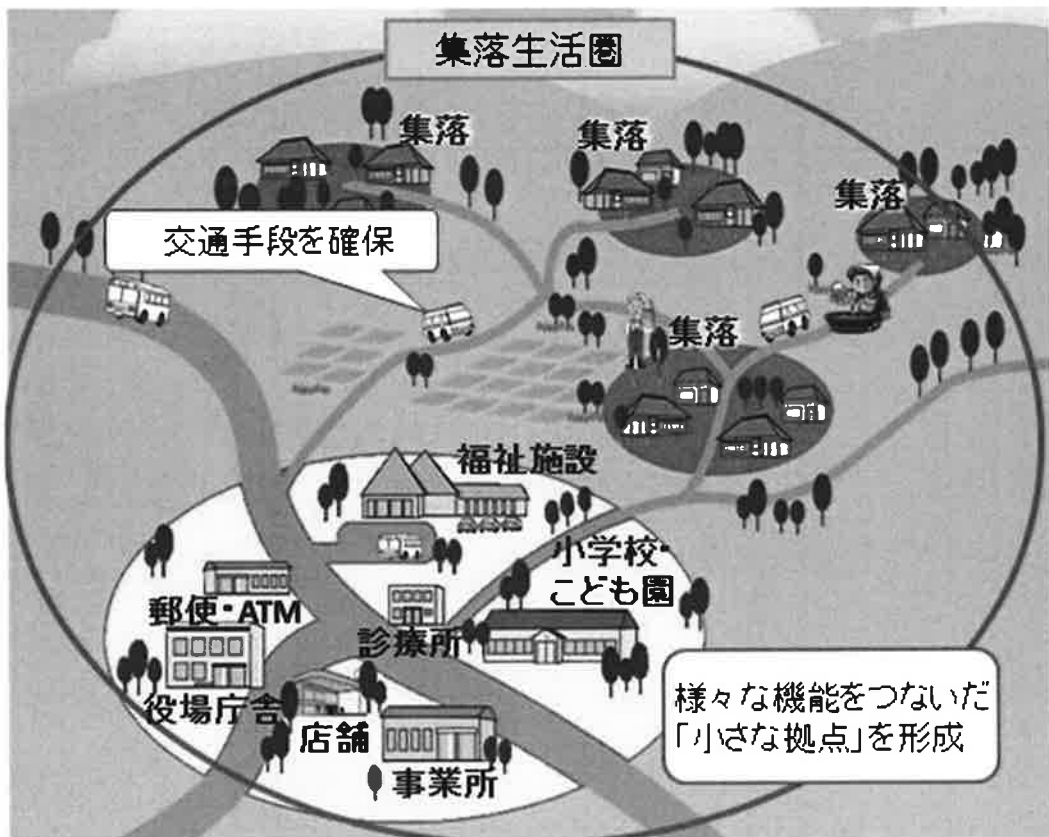
特に過疎化が顕著な中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるような地域形成をする必要があります。

小学校区など複数の集落が集まる地域において、商店・診療所等の生活サービスや地域活動を支えるための仕組みをつくり、人々が集い、交流する機会を広げ、新しい地域社会の再生を目指します。

本町では泊地域をモデルに「小さな拠点づくり事業」を実施し、生活サービスの拠点、住民の地域活動の拠点、地域内の多世代の出会いと交流の拠点、新たな活動や仕事、生きがいが広がる拠点など様々な機能を果たす拠点を形成し、地域の活性化に寄与します。

#### 【取組名】

小さな拠点事業の推進	・老朽化した公共施設の複合施設への改修や買い物支援、医療サービスなどの生活サービスの集約化を検討し、集落の再生と活性化を図る	みらい創造室
------------	----------------------------------------------------------------	--------



出典：内閣官房「まち・ひと・しごと創生本部」資料

## 第7章 計画の推進体制

---

### 1 推進体制

地域福祉の推進には、ボランティア組織、NPO、事業者等福祉に関わる関係団体との協力、連携が必要です。福祉を始め、医療、介護、教育、生活環境、住民参画、地方創生など他分野にわたり、広い視野と高い視点に立った取り組みが求められます。

第3期地域福祉計画の策定にあたっては、区長、民生児童委員、ボランティア団体、社協などの関係団体の代表を構成メンバーとして、策定委員会を設置しました。

また町民からの幅広い意見をいただき、計画に反映させるため、素案の段階で、パブリックコメントを実施しました。

障がい者計画、介護保険事業計画・高齢者福祉計画などの各個別計画とリンクさせるため、庁内の各計画、事業の担当で構成する専門部会を設置しました。地域福祉の概念を共有し、横断的な施策の展開や各分野の枠に収まらない新たな事業の創設、推進を図ります。

### 2 進行管理

本計画に基づく施策を計画的かつ実効性をもって推進するため、本計画の策定委員会委員を中心に、事業実施状況をPDCAサイクル（注17）に基づき、継続的に点検、検証を行い、柔軟性をもって改善し、計画の推進や福祉のまちづくりに向けた取り組みを進めていきます。



## 第8章 用語解説

---

### 注1 地域包括ケアシステム（5ページ）

地域包括ケアシステムとは、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるように地域がサポートし合う社会のシステムのこと。

団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれる。厚生労働省は2025年を目途に高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような、住まい、医療、介護、生活支援が一体的に提供されるシステムの構築を推進している。

### 注2 サテライト型グループホーム（14ページ）

サテライトとは「衛星」の意味。本体施設と密接な連携を前提とした、一人暮らしに近い形態のサービスを提供する新しい型のグループホーム。

### 注3 ニート（26ページ）

教育も職業訓練も受けず、労働もしようとしない状態の若年層。社会への違和感ゆえに、労働する意志、教育を受けようとする意志を持とうとしない点で、失業者と異なる。

### 注4 ネットカフェ難民（26ページ）

定住する住居がなく、寝泊りする場所として、インターネットカフェを利用する人々のことを指す。自宅や寮などの住居を諸般の事情で退去させられ、24時間営業のインターネットカフェや漫画喫茶などをホテル代わりにすることで夜を明かし、主に日雇い派遣労働と呼ばれる雇用形態で生活を維持している者が多い。

### 注5 ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）（27ページ）

2010年にイギリスで開発された、投資家（篤志家、財団等）から調達する資金をもとに、行政から委託を受けた民間事業者が行政サービスを提供し、事業の成果に応じて行政が投資家に資金を償還する仕組みである。民間資金によって社会的コストを削減する事業が実施できれば、行政コストも削減される上、投資家がリターンを受けることができ、官民連携の社会的投資モデルとされる。

複雑化・多様化する社会的課題に対して、民間の人材や資金を活用し、民間の公益活動の活性化を図ることで活力あふれる共生社会を実現していくこととして、国の成長戦略である「日本再興戦略」及び自治体が地方創生を展開する指針である「まち・ひと・しごと創生基本方針」に、事業の普及に向けた検討が盛り込まれている。

#### 注6 ネウボラ (33ページ)

妊娠から出産、子どもが生まれた後も切れ間なくサポートを提供する支援サービス。フィンランド語で、「ネウボ」＝アドバイス、「ラ」＝場所という意味。

#### 注7 ユニバーサルデザイン (34ページ)

あらゆる人にとって使いやすいように、初めから意図して製品を作る設計手法。個人差や国籍の違いなど関わらず、すべての人を対象として配慮をしている。その概念は製品だけでなく、情報、環境、精神面などにも汎用されている。

#### 注8 災害時における要配慮者 (34ページ)

#### 注9 避難行動要支援者 (36ページ)

従来、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者など災害時に自力で避難することが困難な人は、「災害時要援護者」と表記されていたが、平成25年6月の災害対策基本法の改正では、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」、要配慮者のうち、自力で避難することが困難で、円滑で迅速な避難の確保をするため特に支援を要する人を「避難行動要支援者」と定義された。

本町では法改正に伴って、用語の整理を行い、「湯梨浜町地域防災計画」においても表記を変更、平成29年2月には「災害時要援護者避難支援計画」を「避難行動要支援者避難支援計画」に名称変更をした。

#### 注10 障がい者就労継続支援A型、障がい者就労継続支援B型 (39ページ)

障がい者就労継続支援事業とは、一般企業に雇用されることが困難な障がい者に就労機会を提供し、生産活動における能力向上を目指す事業。

雇用契約を結び、給料をもらいながら利用する「A型」と、通所して、授産的な活動を行いながら利用する「B型」の2種類がある。

#### 注11 CCRC (41ページ)

仕事を退職した後、より便利で充実した環境を得るために健康なうちから移り住み、人生の最後まで暮らしていく高齢者のための共同体。

#### 注12 アクティブシニア (41ページ)

一般的には、自分なりのこだわりや価値観を持ち、定年退職後も趣味やさまざまな活動に意欲的である、第2次世界大戦直後に生まれた「団塊の世代」の中心となる60代～70代の元気なシニア層のことをいう。本町の「生涯活躍のまち」構想では、特に年代は限定せず、健康を維持しながら活動的に過ごしている高齢者層のことを指す。

### 注13 セーフティネット（45ページ）

網の目のように救済策を張り、支援が必要な人が制度から見逃されないように、きめ細かく地域住民の福祉ニーズを把握し、関係団体がニーズに合った安全や安心を提供する仕組みのことをいう。

### 注14 買い物難民（54ページ）

商店やスーパーなどが閉店することにより、その地域の住民が生活用品などの購入に困るという社会問題、またその被害を受けた人々のことを指す。

### 注15 キーパーソン（59ページ）

任意の組織や、コミュニティ、人間関係の中で、特に大きな影響を全体に及ぼす「鍵となる人物」のことを指す。

### 注16 SNS（65ページ）

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（英: social networking service）の略。

インターネット上で、社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするサービスのことをいう。参加者が互いに、自分の趣味、好み、友人、社会生活などを公開して、コミュニケーションをとっていくもの。フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなどが有名である。

### 注17 PDCAサイクル（72ページ）

マネジメント手法の一種で、「計画・立案」(Plan)、「実施」(Do)、「検証・評価」(Check)、「改善・点検」(Act)の頭文字。

政策や事業活動にあたって、計画から見直しまでを一貫して行い、発見された改善を是正し、さらにそれを次の計画・事業に生かしていき、これらのことを繰り返し行っていくことをいう。

### 第3期湯梨浜町地域福祉計画

発行 平成29年3月  
編集 湯梨浜町 総合福祉課  
住所 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1  
電話 (0858) 35-5373